

平成 30 年度第 1 回阿波おどり事業検証有識者会議

会議次第

平成 30 年 9 月 28 日（金）午後 6 時～
徳島市役所 11 階 1101 会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱について
 - (2) 平成 30 年度阿波おどり事業について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

〔別添資料〕

- 資料 1 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱（案）
- 資料 2 阿波おどり開催に向けての組織体制
- 資料 3 平成 30 年度阿波おどり事業計画
- 資料 4 阿波おどりの総括について
- 資料 5 人出の状況について
- 資料 6 チケットの販売状況について
- 資料 7 阿波おどり振興協会の総おどり強行について
- 資料 8 阿波おどり事業の検証方法について

〔参考資料〕

- 参考資料 1 阿波おどり実行委員会及び運営協議会意見
- 参考資料 2 平成 30 年度阿波おどり実行委員会会議資料
- 参考資料 3 平成 28 年度阿波おどり収支決算状況

阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 平成30年度阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業検証有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、課題について専門的見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

（組織）

第3条 有識者会議は、別表に定める委員をもって構成する。

（任期）

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から実行委員会に提言する日までとする。

（委員長等）

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 有識者会議の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

（必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月 日 から施行する。

別表

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
岡本 真一郎	株式会社ホテルグランドパレス 代表取締役社長
木村 高大	株式会社日本旅行徳島支店 支店長
清水 理	本家大名連 連長
竹中 淳二	公益財団法人徳島経済研究所 理事事務局長
豊永 寛二	小出・豊永法律事務所 弁護士
福山 優	税理士法人福山会計 公認会計士

阿波おどりの開催に向けての組織体制

阿波おどり事業検討 プロジェクトチーム

13人（庁内関係部局）

運営体制の検討、情報共有・連絡調整

【検討の視点】

- ・公平性・透明性の向上
- ・観光資源としてのさらなる活用
- ・これまで以上に幅広い意見の吸い上げ

【新たな組織体制】

- ・新たな組織体制は、決定機関である実行委員会と、幅広い意見を伺う運営協議会の2層構造とする。
- ・運営協議会は、より広い意見を吸い上げるため、これまでの実行委員会メンバーに、大学や交通機関を加える。
- ・実行委員会は、新たな決定機関として、阿波おどりによる経済波及効果や観光資源としてのさらなる活用のほか、若い行動力・アイデア力、インバウンドや情報発信力の効果を考え、経済団体のほか青年会議所、国際交流協会、旅行業協会を構成員とする。
- ・さらに、徳島市が実行委員会に加わることで、公平性を確保するとともに、徳島市が責任を持って運営を行うこととする。

新たな組織体制

実行委員会

8団体
徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、徳島青年会議所、徳島市国際交流協会、日本旅行業協会中四国支部、徳島地区委員会、徳島新聞社、徳島市

〔主な役割〕

阿波おどりを主催し、開催について審議・決定および事業実施機関準備、運営、事業計画、予算、決算

幅広い意見の
吸い上げ



阿波おどりの
支援・協力

運営協議会

24団体
徳島県阿波踊り協会、徳島県阿波おどり保存協会、NHK、四国放送、日本航空、全日本空輸、県バス協会、徳島河川国道事務所、JR四国、警察、徳島県観光政策課、徳島県都市計画課、徳島市土木部、徳島市消防局、徳島市経済部、徳島県旅館ホテル同業組合、旅館組合、東新町1丁目商店街振興組合、紺屋町共栄会、両国本町商店街振興組合、両国橋南商店街振興組合、徳島大学、四国大学、徳島文理大学

注) 下線は、これまでの実行委員会に入っていないかかった団体

〔主な役割〕 実行委員会の諮問機関として、より良い阿波おどりの開催のため、幅広い意見を伺うとともに、支援・協力をいただく

平成 30 年度 阿波おどり事業計画

1 基本項目

(1) 名 称 阿波おどり

(2) 主 催 阿波おどり実行委員会

(徳島市、徳島県商工会連合会、徳島県商工会議所連合会、一般社団法人日本旅行業協会中四国支部徳島地区委員会、一般社団法人徳島青年会議所、徳島市国際交流協会、徳島県中小企業団体中央会、一般社団法人徳島新聞社 (名簿順))

(3) 開催期間

平成 30 年 8 月 12 日 (日) ~ 15 日 (水)

※平成 30 年 8 月 11 日 (土) (前夜祭)

(4) 演舞場等 有料演舞場、無料演舞場、おどりロード及びおどり広場、アスティとくしま、あわぎんホール

(5) 基本方針

- ① これまで以上にみなさんに楽しんでいただく阿波おどりの実施
- ② 安全・安心な環境の確保
- ③ 公平性、透明性の確保と収支均衡の観点

(6) 期間中の対応

① 有料演舞場における本部席の設置

救護所機能を充実させた本部席を各有料演舞場及び両国本町無料演舞場に設置する。

② 運営体制の整備

必要なスタッフ、ボランティア、警備を確保するとともに、イベント保険に加入するなど、安全安心な運営体制を整備する。

③ 情報発信

公式ホームページの開設により、公演プログラムを配布するとともに、徳島市の観光情報等も発信する。

(7) 前年度からの変更点

① 親しみやすさの向上

- ・ C 席 (自由席) 前売り料金 900 円 → 800 円 (△1,049 千円)
- ・ 車いす用観覧チケット前売り料金 1,800 円 → 1,000 円 (△64 千円)
- ・ 秋田町おどりロードの新設

② 本部機能の強化

- ・ 看護師の増員 1 か所 1 人 → 2 人

③ 情報発信の充実

- ・撮影ゾーンの検討（今後関係者と協議）

2 阿波おどり

(1) 開幕式

① 日 時 平成30年8月12日（日）17:30

② 場 所 市役所前演舞場

(2) 開演時間

毎日 18:00～22:30

(3) 演舞場

① 有料演舞場

ア 二部入替制

一部：18:00～20:00、二部：20:30～22:30

イ 場 所

i 市役所前演舞場

ii 藍場浜演舞場

iii 紺屋町演舞場

iv 南内町演舞場

② 無料演舞場

ア 場 所

i 両国本町演舞場

ii 新町橋演舞場

iii 元町演舞場（昨年度までは元町おどり広場）

③ おどりロード及び広場

ア 場 所

i 両国橋南詰おどりロード

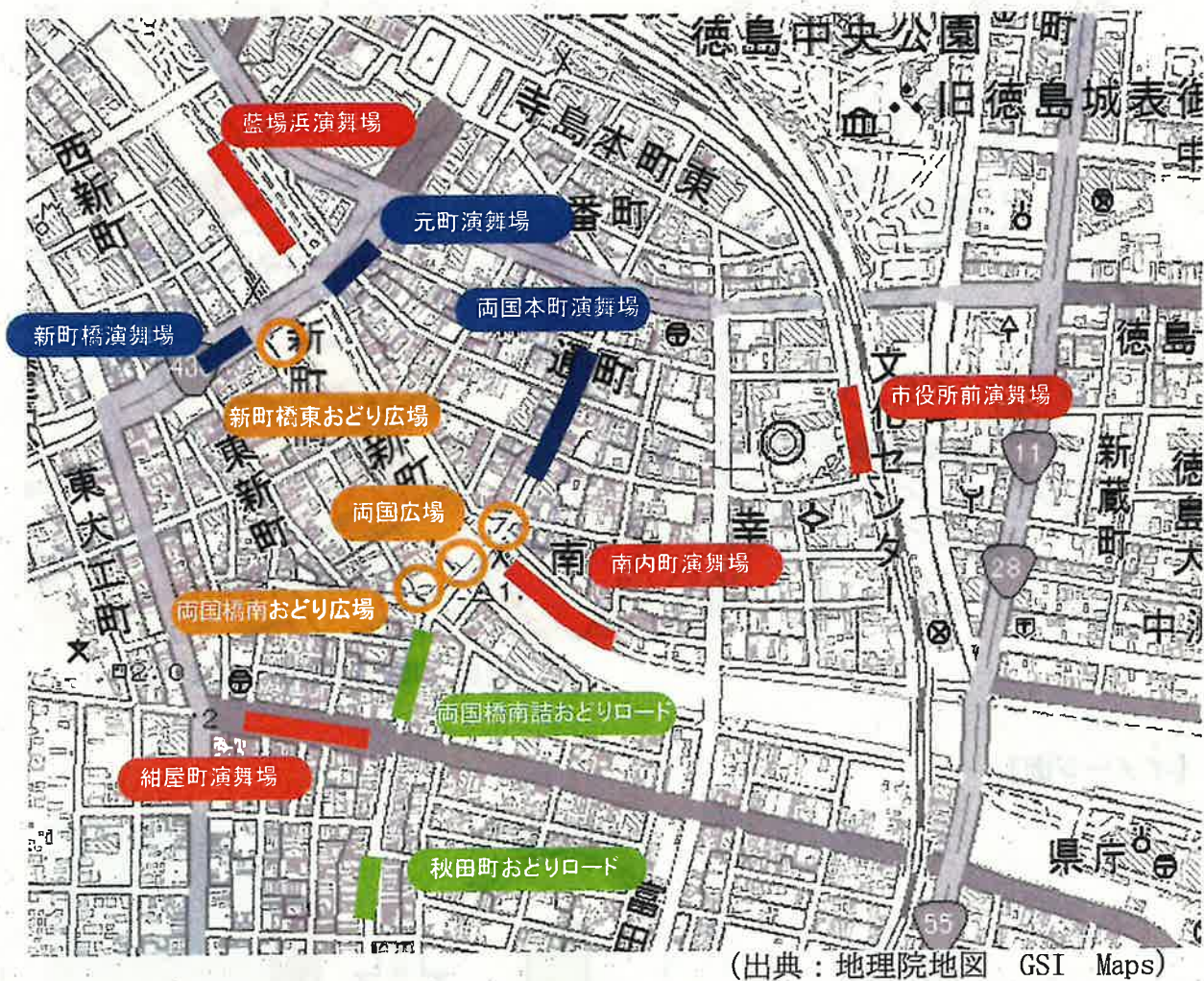
ii 両国橋南おどり広場

iii 新町橋東おどり広場

iv 両国広場

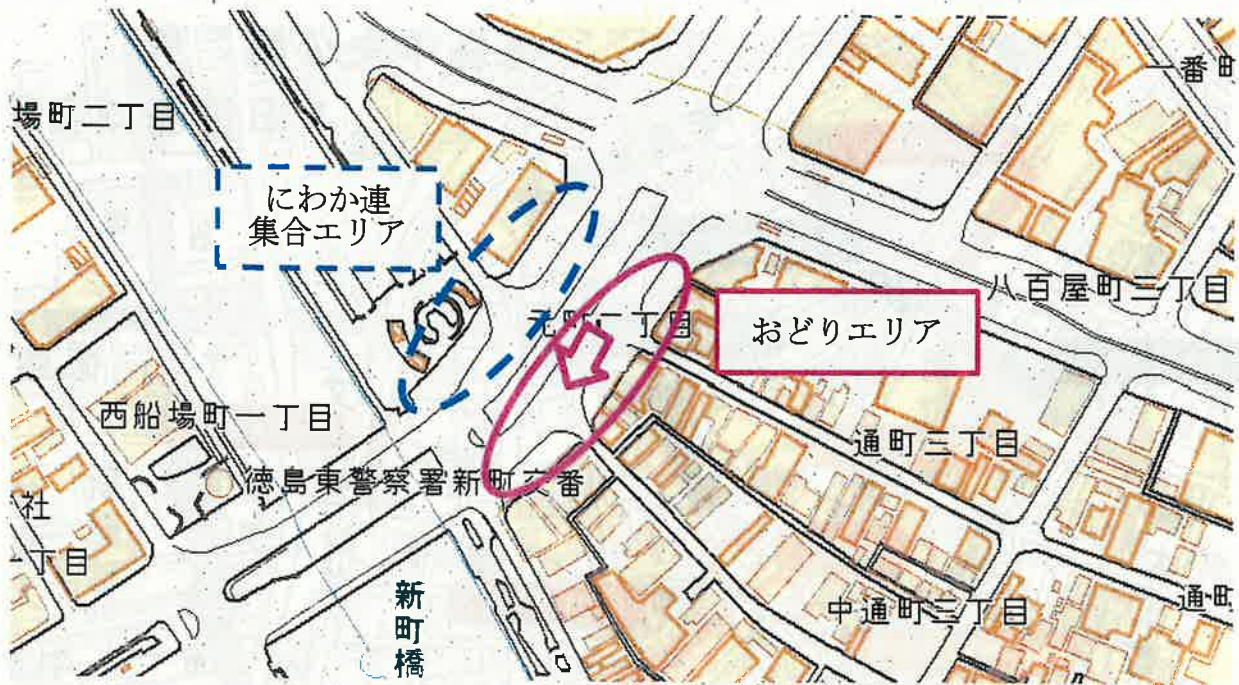
v 秋田町おどりロード（秋田町おどりロード事務局が実施）

④ 演舞場位置図



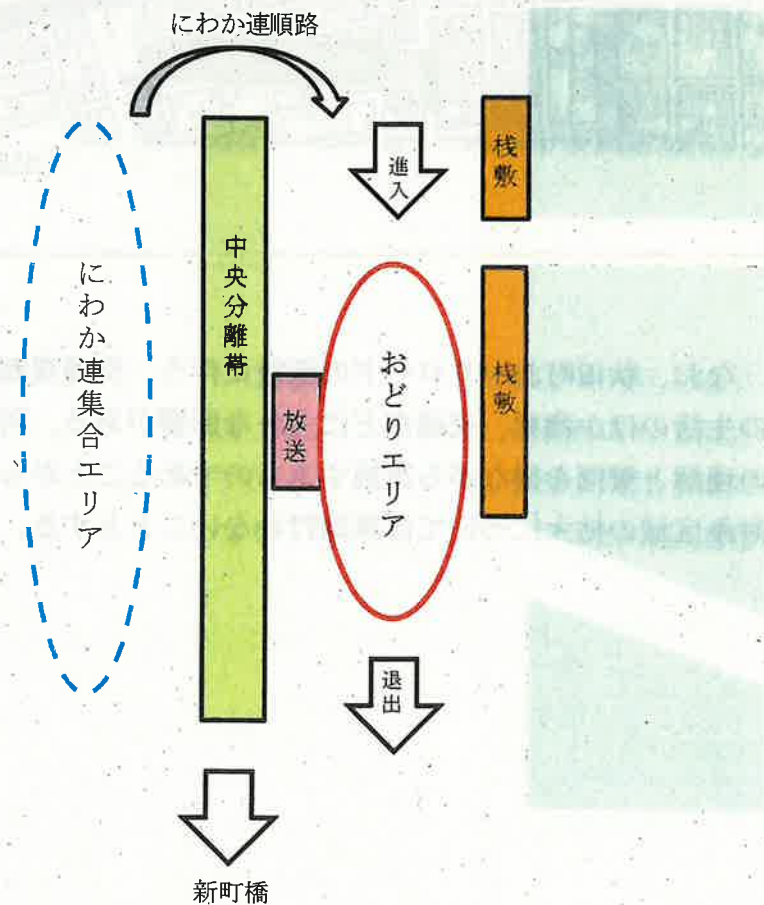
なお、秋田町おどりロードの新設に伴う、交通規制対象区域の拡大は、地域住民の生活のほか商業、交通などに大きな影響がある。阿波おどりは、地域のみなさまの理解と賛同を得ながら実施するものであることから、今後は、恒常的な交通規制対象区域の拡大については原則行わないこととする。

⑤ 元町演舞場

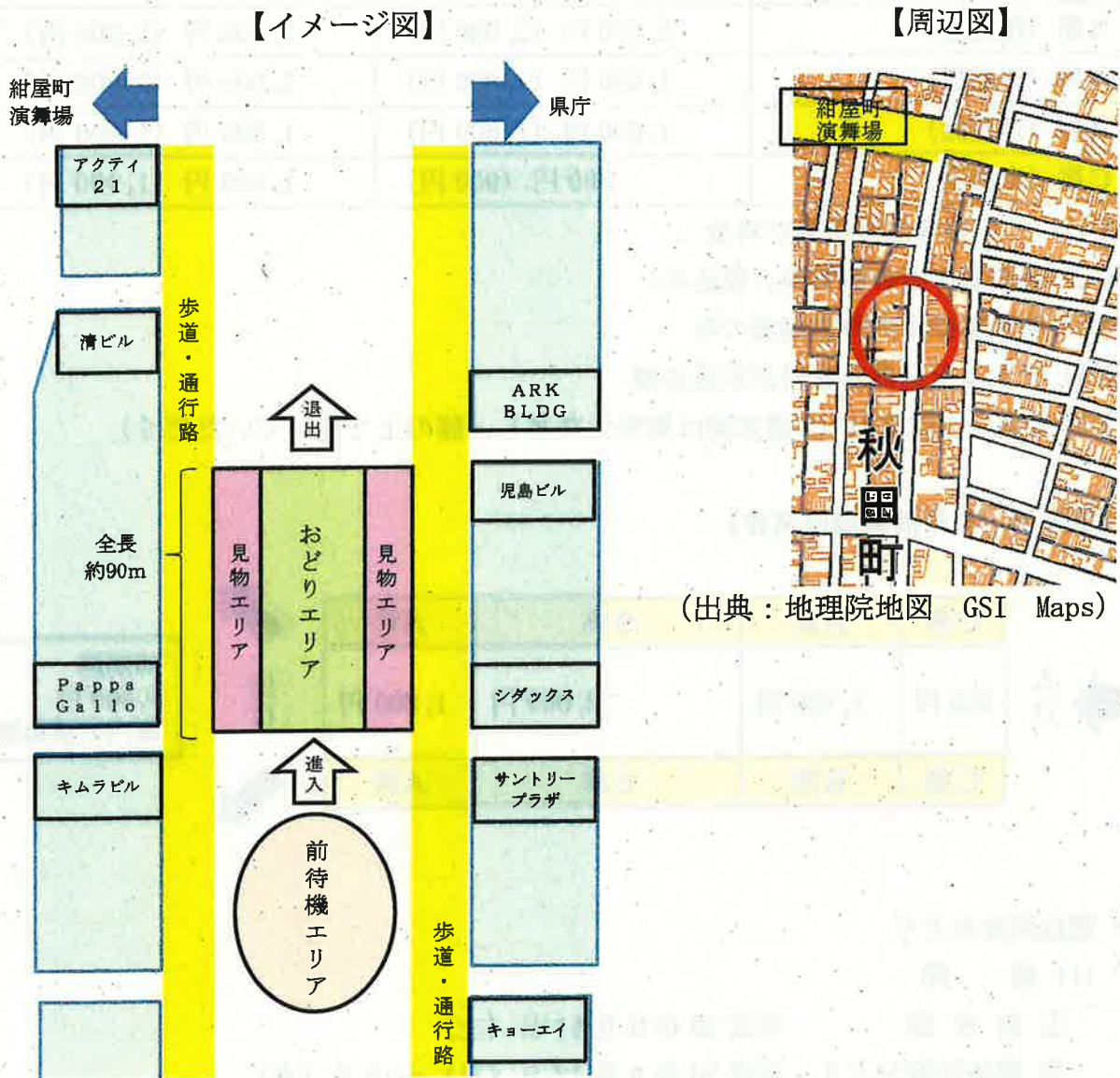


(出典：地理院地図 GSI Maps)

【イメージ図】



⑥ 秋田町おどりロード



【秋田町おどりロード事務局収支 (案)】

収入		支出	
協賛金	4,400 千円	警備・本部運営	2,290 千円
		音響・照明	600 千円
		清掃	300 千円
		保険	1,070 千円
		予備費	140 千円
収入合計	4,400 千円	支出合計	4,400 千円

(4) 入場料金

区分	前売り料金	当日料金
特別席（指定席）	5,000円（5,000円）	5,200円（5,200円）
S席（指定席）	2,000円（2,000円）	2,200円（2,200円）
A席（指定席）	1,800円（1,800円）	2,000円（2,000円）
B席（指定席）	1,600円（1,600円）	1,800円（1,800円）
C席（自由席）	800円（900円）	1,000円（1,100円）

注1) () 書きは昨年度の料金

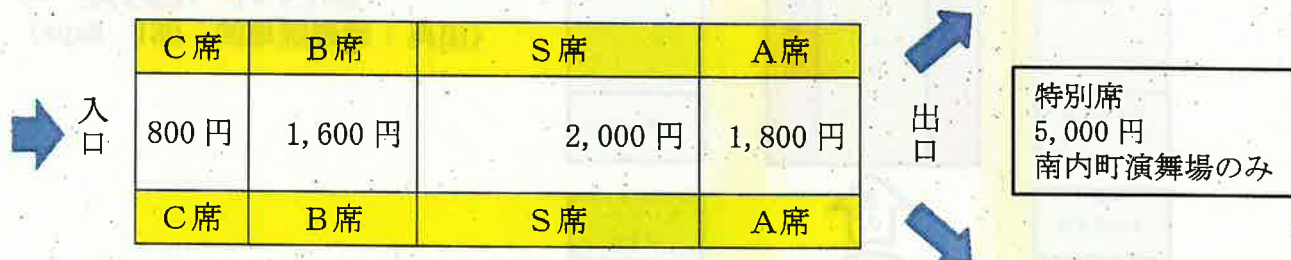
注2) 各公演1回の観覧料（税込み）

注3) 特別席は南内町演舞場のみ

注4) チケット発券手数料が別途必要

注5) 3歳以上は有料（3歳未満は無料。ただし、膝の上で抱いていただく）

【参考例：有料演舞場座席表】



3 選抜阿波おどり

(1) 期 間

- ① 前夜祭 平成30年8月11日（土）
- ② 選抜阿波おどり 平成30年8月12日（日）～15日（水）

(2) 場 所

- ① 前夜祭 アスティとくしま
- ② 選抜阿波おどり あわぎんホール

(3) 開演時間

会場 日	前夜祭 アスティとくしま	選抜阿波おどり あわぎんホール
8月11日	11:00、15:00、19:00	
8月12日		11:00、13:30、16:00
8月13日		11:00、13:30、16:00
8月14日		11:00、13:30、16:00

8月15日		11:00、13:30、16:00
-------	--	-------------------

(4) 入場料金

区分		前売り料金	当日料金
前夜祭	特別指定席	2,600円 (2,600円)	2,800円 (2,800円)
	指定席	2,200円 (2,200円)	2,400円 (2,400円)
	自由席	1,600円 (1,600円)	1,800円 (1,800円)
選抜阿波おどり	指定席	2,000円 (2,000円)	2,200円 (2,200円)
	自由席	1,400円 (1,400円)	1,600円 (1,600円)

注1) () 書きは昨年度の料金

注2) 各公演1回の観覧料(税込み)

注3) チケット発券手数料が別途必要

注4) 3歳以上は有料(3歳未満は無料。ただし、膝の上で抱いていただく)

4 阿波おどりチケットの購入方法について

(1) 前売り券の販売について

① 先行販売(南内町演舞場特別席のみ)

ア 販売方法

阿波おどりチケットセンターで販売(インターネット販売のみ)

イ 販売期間

平成30年6月15日(金)～売り切れ次第終了

② 一般販売

ア 販売方法

阿波おどりチケットセンター、セブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、ぴあ(店舗・インターネット)、電話予約等
※コンビニエンスストアは、全国の店舗でチケットの購入が可能。

イ 販売期間

平成30年7月1日(日)～

③ 購入枚数(1回の申し込みで購入出来る枚数)

ア 有料演舞場

1公演12枚まで

イ 前夜祭、選抜阿波おどり

1公演5枚まで

(2) 当日券の販売について

① 販売方法

阿波おどりチケットセンター、セブン-イレブン、ぴあ(店舗・インターネット)、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、徳島駅前特設販売所(阿

波おどり総合案内所)、各演舞場近くの特設売り場

※1 コンビニエンスストアは、全国の店舗でチケットの購入が可能。

※2 阿波おどりチケットセンター、セブン-イレブン、ぴあ(店舗・インターネット)、徳島駅前特設販売所(阿波おどり総合案内所)、各演舞場近くの特設売り場での当日券販売は、指定席・自由席ともに販売。ローソン、ミニストップ、ファミリーマートは自由席のみ販売。

※3 各演舞場近くの特設売場の当日券販売時間は17:00~22:00

※4 前夜祭、選抜大会の当日券は、各会場の窓口でも10:00から販売(その会場のみ)

② 販売期間

平成30年8月11日(土)~15日(水)

③ 購入枚数(1回の申し込みで購入出来る枚数)

ア 有料演舞場 1公演12枚まで

イ 前夜祭、選抜阿波おどり 1公演5枚まで

(3) 旅行代理店等へのチケット販売について

旅行代理店等への販売については、これまでに実績のある大手旅行会社等の一括購入分についてのみ直接販売とし、一般旅行代理店主催ツアー等については、インターネット販売で予約を受け付ける。

(4) 車いす用観覧チケット販売について

① 設置場所 市役所前演舞場内(庁舎側)

② 座席数 車いす10台分(20名)

③ 入場料金

区分	前売り料金	当日料金
車いす1台当たり	1,000円(1,800円)	1,200円(2,000円)
A席(指定席)付き添い	1,000円(1,800円)	1,200円(2,000円)

注) () 書きは昨年度の料金

5 豪雨等中止の場合の払い戻し

(1) 購入先において、中止日の翌日から平成30年8月20日までの間払い戻す。それ以降は無効。

(2) 当日券販売において徳島駅前の特設売り場で購入したチケットは、阿波おどり実行委員会本部で払い戻す。

※なお、一度購入されたチケットは、豪雨等中止以外、払い戻し及び交換は一切出来ない。

6 阿波おどり実行委員会本部及び総合案内所の設置

(1) 阿波おどり実行委員会本部

- ① 設置期間 平成30年7月25日(水)～8月20日(月)
- ② 設置場所 市役所等

(2) 阿波おどり総合案内所

- ① 設置期間 平成30年8月12日(日)～8月15日(水)
- ② 設置場所 徳島駅前(徳島バス乗車場東側広場)

7 にわか連の編成

- (1) 期 間 平成30年8月12日(日)～8月15日(水)

- (2) 開催時間 19:00、21:00の2回開催

(3) 開催場所及びコース

- ① 市役所市民広場コース 市民広場→両国本町演舞場→解散
- ② 新町橋通りコース 元町おどり広場→新町橋演舞場→解散

8 おどり連の受付

阿波おどり振興協会、徳島県阿波踊り協会等の各連における、有料演舞場等の連の張り付けは、事務局が各連と調整することとする。

(1) 優先連

有料演舞場及び両国本町演舞場については、優先連(有名連・タレント連等)を適宜配置する。

- ① 受付期間 平成30年6月4日(月)～6月7日(木)
- ② 受付場所 徳島市観光課、徳島新聞社
- ③ 受付時間 徳島市役所 平日の8:30～17:00
徳島新聞社 平日の9:30～17:30

(2) 一般連

新町橋演舞場、元町演舞場、新町橋東おどり広場及び両国橋南おどり広場については、事前に受付し決定。

- ① 受付期間 平成30年7月上旬
- ② 受付場所 徳島市観光課、徳島新聞社

- ③ 受付時間 徳島市役所 平日の 8:30～17:00
 徳島新聞社 平日の 9:30～17:30

(3) 一般抽選

(1)による有料演舞場及び両国本町演舞場の優先連の配置、及び(2)による無料演舞場等の一般連の配置決定後の連の配置は、つぎのとおり一括で抽選を行う。

- ① 対象 有料演舞場、無料演舞場等
 ② 抽選日時 平成 30 年 8 月 5 日 (日) 午前 10:00～
 ③ 抽選場所 徳島新聞社会議室

9 シャトルバスの運行

阿波おどり臨時駐車場の開設に伴い、阿波おどりシャトルバスを運行する。

(1) 吉野川河川敷緑地臨時駐車場

- ① 運行ルート 吉野川河川敷緑地⇄徳島市立体育館前
 ② 運行時間 16:00～23:00

(2) マリンターミナル駐車場

- ① 運行ルート マリンターミナル⇄徳島寺島公園前
 ② 運行時間 16:00～23:00

(3) 運行料金 1人1回100円(小学生未満は無料) ※昨年度と同額

10 収支予算

(1) 平成 30 年度阿波おどり予算

① 収入

(単位 千円)

	予算額		差引イ-ア	備考
	29年度ア	30年度イ		
入場料収入	217,161	217,106	△55	
有料演舞場	183,176	183,106	△70	
選抜阿波おどり	33,985	34,000	+15	
補助金	31,670	26,294	△5,376	
シャトルバス収入	4,836	4,600	△236	
広告料・協賛金等	46,698	47,000	+302	
収入計	300,365	295,000	△5,365	

② 支出

(単位 千円)

	予算額		差引 イーア	イの財源内訳	
	29年度ア	30年度イ		県・市補助金	その他
有料演舞場事業費	153,360	143,200	△10,160	0	143,200
選抜阿波おどり事業費	33,694	33,000	△694	0	33,000
無料演舞場事業費	32,579	29,000	△3,579	13,196	15,804
にわか連事業費	9,733	11,000	+1,267	2,029	8,971
シャトルバス事業費	29,066	28,000	△1,066	10,869	17,131
総合案内所事業費	730	800	+70	200	600
その他	34,456	30,000	△4,456	0	30,000
借入金返済支出	6,747	20,000	+13,253	0	20,000
計	300,365	295,000	△5,365	26,294	268,706

(2) 平成 28 年度の決算状況

① 収入

(単位 千円)

	チケット 有料演舞場	チケット 選抜・前夜祭	県・市 補助金	シャトル バス	演舞場 広告料	協賛金等	収入計
28年度	164,549	32,366	31,670	4,604	27,326	17,093	277,608

② 支出

(単位 千円)

	有料 演舞場	選抜・ 前夜祭	無料 演舞場	にわか連	シャトル バス	その他	支出計
28年度	156,819	32,393	29,005	10,660	27,546	29,878	286,301

11. 安定的な運営のために

阿波おどり事業は公益性の高い事業であるが、収支均衡の視点や中長期的に安定的な運営を行うための方策も検討する必要がある。

(1) 課題

① 栈敷改修

栈敷の改修には1回当たり2千万円～3千万円が必要となる。5年に一度の改修が必要と考えた場合、毎年4百万円～6百万円程度の余剰金を確保していく必要がある。

② 悪天候によるチケットの払い戻し

阿波おどりは主に屋外のイベントであるため、悪天候による阿波おどりの中止を想定しておく必要がある。

阿波おどりを1日中止した場合、4千万円～5千万円程度の収入減となる。こうした収入減を補償するイベント保険があるが、4日間の保険料が2千万円程度とかなり高額な保険である。

近年、悪天候により阿波おどりを中止したことがないため、こうした保険には加入せず、5年に1度中止となる可能性を踏まえ、毎年1千万円程度の余剰金を確保していくこととする。

③ 徳島市観光協会の債務

徳島市観光協会の債務については、今後破産管財人により最大限の回収が図られることとなるが、現在のところ、残される債務が未確定であるため、枠として、2千万円の借入金返済支出を、支出として計上している。

(2) 収支均衡の視点と安定的な運営

① 収入の確保

阿波おどり事業の主な収入源である有料演舞場のチケットの販売率は約84%（平成28年度）である。阿波おどりの魅力向上に努めるとともに、情報発信の強化や料金設定の適正化により販売率を高めていくこととする。

② 支出の節減

契約方法の見直しや、経常経費の節減によりできる限り支出を抑制する。

③ 毎年の収支の目安

上記①及び②の取組などにより、(1)-①、(1)-②から必要となる毎年の余剰金（1,500万円程度）を目標に阿波おどり事業を実施していくことで、中長期的に安定した運営が行えるものと考えている。

阿波おどりの総括について

今年の阿波おどりは、新たな運営体制で初めての開催となったが、当初、開催自体が危ぶまれる中、まずは無事開催できたことに対し、ご支援・ご協力をいただいたすべての方と、お越しいただいた県内外の皆さまに感謝申し上げる次第である。

また、4月26日に、新たな主催者である阿波おどり実行委員会を立ち上げたものの、実質的に準備を進めることができたのは、5月21日に機材を取得してからであり、2か月半余りという、非常に限られた時間で、阿波おどりを無事開催できたことから、今年の阿波おどりは、大いに評価できる。

阿波おどりは、徳島が世界に誇る重要な観光資源であり、市民にとっても、生活の一部となっている貴重な伝統芸能である。その阿波おどりを未来に向けてしっかり繋げていくために、今後においては、阿波おどり実行委員会において、今年の阿波おどり事業をしっかりと検証し、見る方も踊り手の皆さんも、これまで以上に楽しんでいただけるよう、取り組んでいくこととする。

人出の状況について

期間中の天候は、8月12日から14日までの3日間は快晴であったものの、最終日は雨が降る中での開催となった。

この夏の阿波おどりは、前夜祭や有料演舞場における演出の変更とともに、秋田町おどりロードの新設や、元町演舞場の変更などにより、にぎわいの創出に取り組んだが、期間中の人出は、昨年と比較して15万人減の108万人であった。

この要因としては、曜日の配列が良くないこと、近隣の県で大きな被害をもたらした西日本豪雨の影響、連日猛暑日を記録した異常気象の影響、最終日の雨、さらには阿波おどりに関するネガティブな情報などがあるのではないかと考えている。

	12日	13日	14日	15日	計
平成26年度	32万人	30万人	26万人	26万人	114万人
平成27年度	34万人	28万人	29万人	32万人	123万人
平成28年度	35万人	30万人	28万人	30万人	123万人
平成29年度 ア	35万人	35万人	29万人	24万人	123万人
平成30年度 イ	33万人	30万人	27万人	18万人	108万人
イーア	△2万人	△5万人	△2万人	△6万人	△15万人

なお、人出の推計方法については、様々な手法があることから、今後、調査・研究していきたい。

チケットの販売状況について

【図 1. チケット販売率の状況】

(単位 枚、%)

区分	29年度	30年度		販売数 ウ	販売率 ウ/イ エ	差引 エ-ア
	販売率 ア	売出数 イ	1回当たり			
前夜祭	83.5	9,849	(3,283)	7,328	74.4	△9.1
選抜	98.2	9,636	(803)	8,882	92.2	△6.0
演舞場	84.4	106,813	(13,351)	70,998	66.5	△17.9
計	85.3	126,298		87,208	69.0	△16.3

【図2 有料演舞場の状況(日別)・対前年度比較】

(単位 %)

日	演舞 場名	平成29年度 ア		平成30年度 イ		差引 イーア	
		1部	2部	1部	2部	1部	2部
12	市役所	99.9	98.1	100.0	44.1	+0.1	△54.0
	藍場浜	100.0	100.0	100.0	95.7	0.0	△4.3
	紺屋	100.0	99.8	100.0	79.0	0.0	△20.8
	南内町	100.0	100.0	100.0	71.2	0.0	△28.8
	計	100.0	99.5	100.0	76.1	0.0	△23.4
13	市役所	97.8	87.6	62.2	59.6	△35.6	△28.0
	藍場浜	99.9	95.7	100.0	81.5	+0.1	△14.2
	紺屋	98.1	72.9	88.3	56.7	△9.8	△16.2
	南内町	99.8	89.8	84.3	47.7	△15.5	△42.1
	計	99.1	88.1	86.2	64.4	△12.9	△23.7
14	市役所	91.2	49.4	46.2	17.7	△45.0	△31.7
	藍場浜	99.7	71.5	89.6	53.2	△10.1	△18.3
	紺屋	92.1	62.1	62.1	58.7	△30.0	△3.4
	南内町	87.0	98.8	51.1	66.4	△35.9	△32.4
	計	93.6	71.0	66.4	49.8	△27.2	△21.2
15	市役所	53.5	27.2	37.0	11.6	△16.5	△15.6
	藍場浜	91.1	49.1	70.7	37.8	△20.4	△11.3
	紺屋	57.7	50.7	48.4	40.8	△9.3	△9.9
	南内町	50.2	99.9	32.6	60.6	△17.6	△39.3
	計	67.5	56.1	50.7	38.0	△16.8	△18.1
計	市役所	85.6	65.7	61.4	33.3	△24.2	△32.4
	藍場浜	97.7	79.1	90.1	67.1	△7.6	△12.0
	紺屋	87.0	71.4	74.7	58.8	△12.3	△12.6
	南内町	84.2	97.1	67.0	61.5	△17.2	△35.6
	計	90.0	78.7	75.8	57.1	△14.2	△21.6

阿波おどり振興協会の総おどり強行について

雑踏事故等の発生防止の観点から、阿波おどり振興協会に対し、これまで南内町演舞場において阿波おどり振興協会が実施していた「総おどり」と称する大規模なおどりは実施しないよう、再三にわたり要請してきた。

そのような中、阿波おどり振興協会が、8月13日に、両国橋南詰おどりロードにおいて、雑踏事故が発生するリスクがあったにもかかわらず、総おどりを強行したことは、極めて遺憾である。

今後の対応については、今年の阿波おどり事業全体を検証する中で、しっかり検討していきたい。

阿波おどり事業の検証方法（案）について

今年の阿波おどりは、新たな運営体制となって初めての開催となり、様々な課題もあったことから、有識者会議を設置して、しっかり検証するもの。

1 委員（案）

弁護士、公認会計士、旅行業関係者、市内宿泊業関係者、おどり連関係者等

2 人数

5～7 人程度

3 対象

- (1) 踊りの演出方法
- (2) チケットの販売方法
- (3) 契約のあり方
- (4) 人出の推計方法
- (5) 運営体制 など

4 スケジュール

9 月下旬に有識者会議を設置し、3 回程度会議を開催し、年内には阿波おどり実行委員会に対し、提言書をいただくこととする。

参考資料 1

平成30年9月7日開催 第7回阿波おどり実行委員会意見

- ・ 総踊りがなかったため、南内町演舞場のチケットの売り上げが下がったが、それ以上に市役所前演舞場が下がっている。市役所前演舞場が必要かどうか議論する必要がある。
- ・ 総おどりを入れないとチケットの売り上げを元に戻すことはできないかもしれない。そのことを念頭におくべき。
- ・ 今年度は全国的にマスメディアに取り上げられ、総おどり中止イコール阿波おどり中止と捉えられた。そのようなことがないように、できるだけ早く解決していくべき。
- ・ 他の観光地も押し並べて減少しており、阿波おどりの観光客も相対的に少なかったのでは。
- ・ 旅行業界では宿泊の仕入れが始まっており、商品造成も始まっている。新しいトピックスや新しいフィナーレ等の発表が間に合えば、パンフレットにも掲載できる。
- ・ 決算を待つ何もかも決めるのではなく、今の時点で総おどりをどうするのか、フィナーレをそのままにするのか早く決める必要がある。開催まで30日しかないと捉えるべき。
- ・ 振興協会とは足の引っ張り合いをするのではなく、前向きな話をすべき。

平成30年9月27日開催 第3回阿波おどり運営協議会意見

- ・総おどりが中止と決まった後、ツアーの3～5割程度キャンセルが出た旅行会社があった。総おどりイコール阿波おどりと考えている人が多いのでは。
 - ・街角のいたる所で輪おどり等が行われており、観光客が自由に阿波おどりに参加することができることなども情報発信していくべきである。
 - ・高知のよさこい祭りでは踊り子が出演料を支払っている。阿波おどりでは、主催者が踊り連に出演料を支払っている。収入を増やし赤字を解消するのであれば、このような状況を変えていくべきではないか。
 - ・赤字解消も大切だが、阿波おどりは踊り手と観客が主役になるような運営体制を整えるべきではないか。
 - ・近年は体験型の観光にシフトしているため、「見て楽しむ阿波おどり」と「おどって楽しむ阿波おどり」に分けて検討する必要があるのでは。阿波おどりを体験する場をもっと充実する必要がある。見る阿波おどりから体験する阿波おどりへ移行していくことも検討すべきである。
 - ・体験型観光が主となっており、有料演舞場2部は観客や踊り連の数が少ないので、にわか連のようなおどりを体験してもらう演出を行ってはどうか。
-
- ・シャトルバスは、おどり期間中128台が運行し、乗者数34,477人で前年比-12,437人であった。天候にもよるが、今年度は県外の乗用車利用の観光客が少なかった。
 - ・シャトルバス乗り場では1,000人程度の行列ができ、事故がいつ起きてもおかしくない状況であったので、来年度は対策を検討してほしい。

平成 30 年度第 5 回阿波おどり実行委員会 会議次第

平成 30 年 7 月 30 日（月） 午後 4 時 00 分～
徳島市役所 13 階 第 1 研修室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 阿波おどりの運営等について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

〔別添資料〕

- 資料 1 秋田町おどりロード
- 資料 2 元町演舞場
- 資料 3 平成 30 年度 阿波おどりの運営について
- 資料 4 阿波おどり有料演舞場内の撮影・取材規制について（2018 年版）
- 資料 5 警察への警備の要請について
- 資料 6 円滑な阿波おどりの実施に向けて

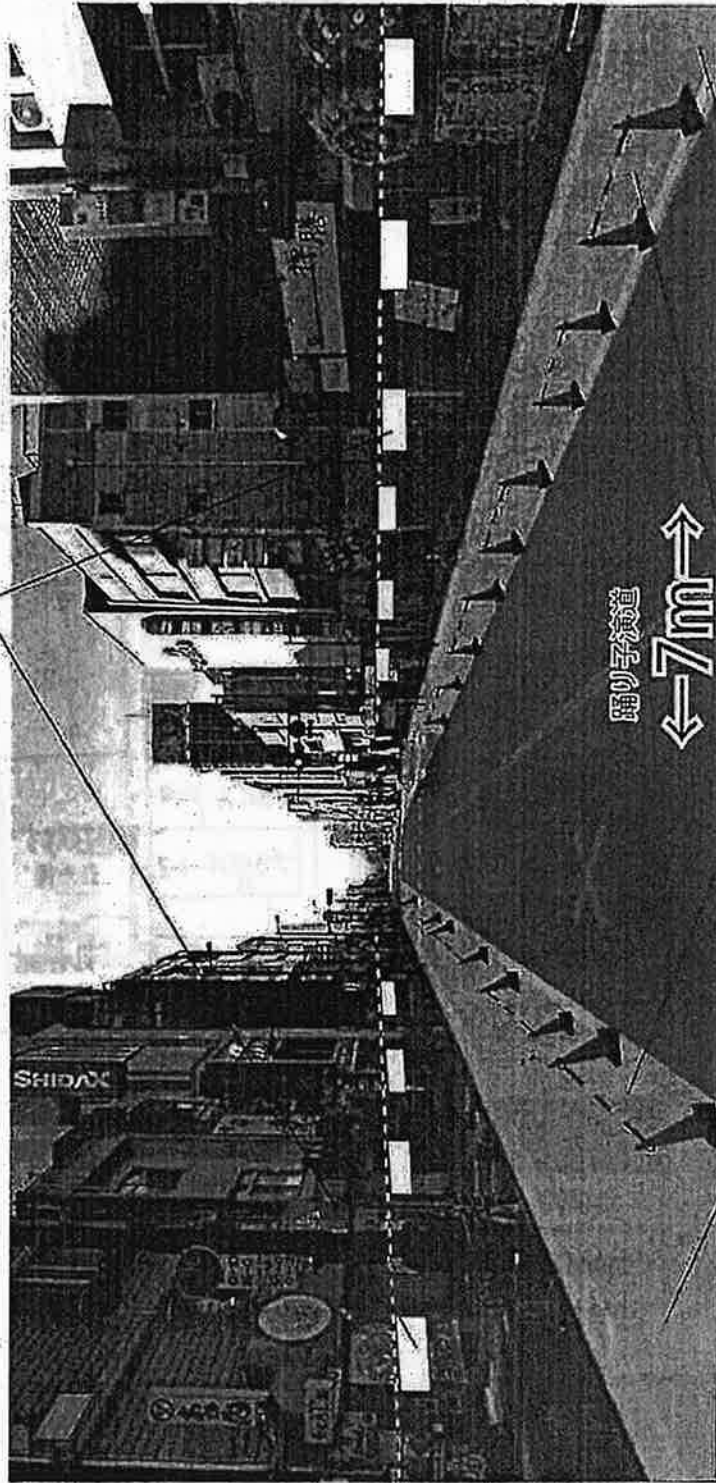
イメージ図

観覧場所規制に対する項目

警告看板

歩道注意!!
Sidewalk attention!!
关注人行道!!
보도주의!!

歩道・観覧場所境界表示
トラロープ+トラミネット看板



高さ 1,200mm

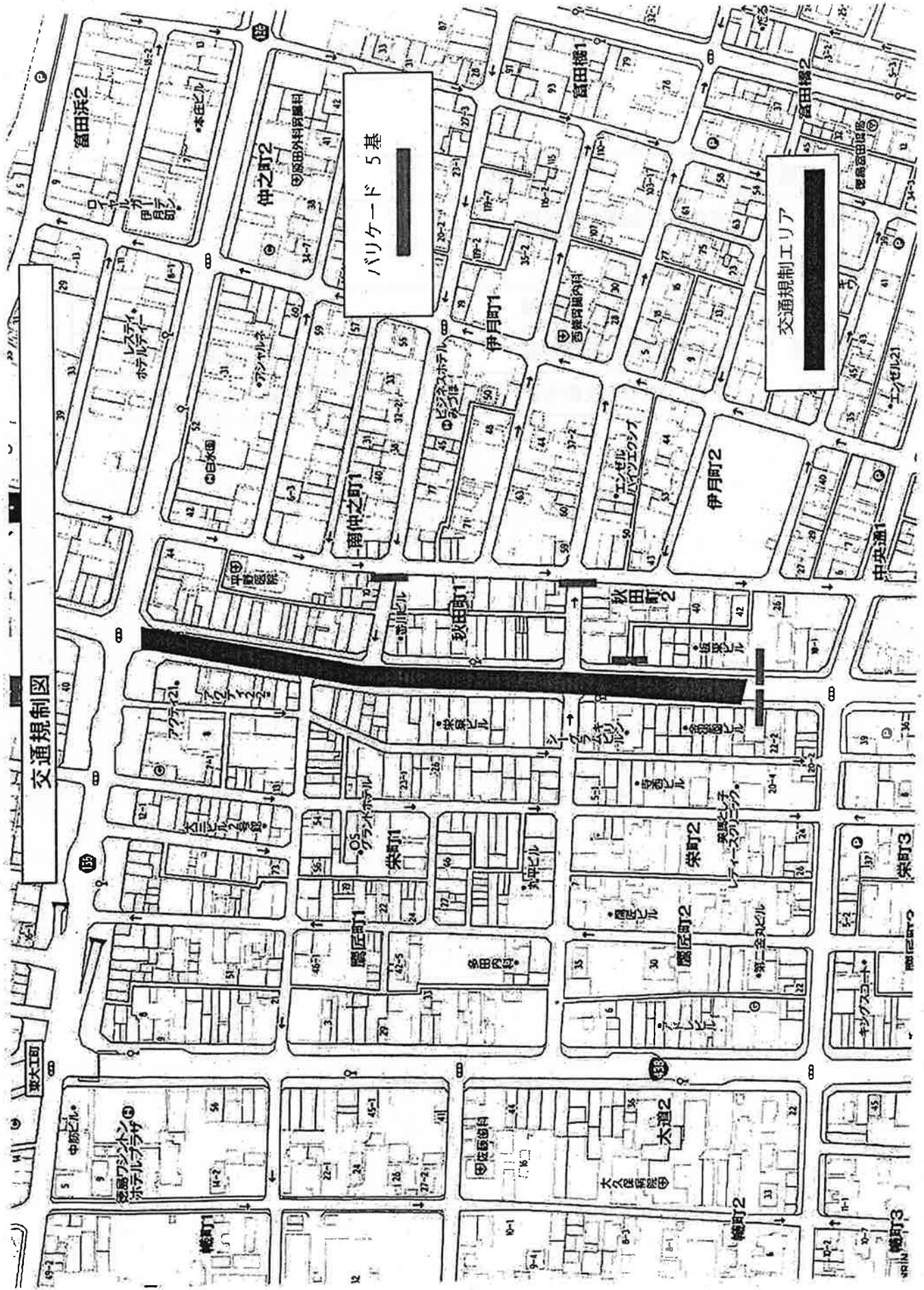
※設置物 (コーン、トラバー、トラロープ) すべては、
道路規制開始 (18時) より設置し
道路規制解除 (23時) までに撤去する。

コーン+トラバー 2m 間隔 1m

観覧場所 両袖 3m



※ロープ固定について、街灯本体を傷つけないよう鞣
衝材を巻きその上をロープで固定し、弛み防止のた
め、端末爪をスリープ(工具)で、かき止めて固定する。



交通規制図

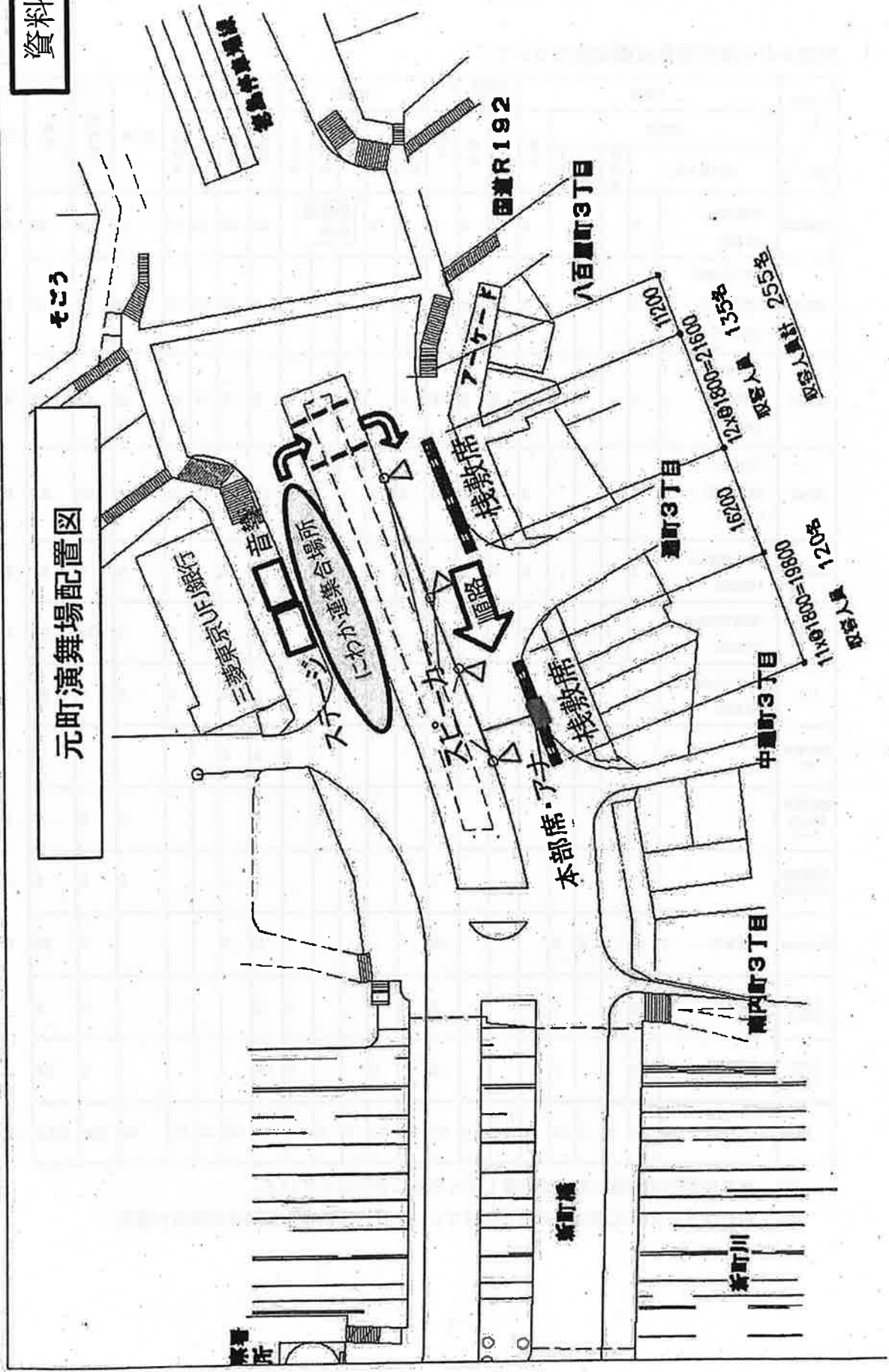
バリエード 5基

交通規制エリア

秋田町おどりロード事務局名簿

役職	所属団体	氏名
局長	徳島商工会議所青年部	徳長 真二
副局長	仲之町町内会	新開 正実
	徳島商工会議所青年部	小川 博史
監査役	徳島商工会議所青年部	佐野 正敏
	NPO法人阿波まち活性協議会	庄野 浩司

元町演舞場配置図



平成30年度阿波おどりの運営について(案)

1 阿波おどり実行委員会編成表について

係等 場所	本部席				本部席 上段			演舞場					演舞場計			警備人員			保安員	業者計	総計	H29
	運営員				放送	消防	救護	本部計	徳新※1	市	県	町内会	その他	制服	モギリ	誘導員						
	実行委員会	町内会	県	その他																		
市役所前	(徳島新聞) (徳島市)	2 1	3			2	2	2	9	8	4	開幕式 のみ		12	10	12	10	12	44	65	66	
藍場浜	(商工会議所) (徳島新聞) (徳島市)	1 2 1	4			2	2	2	10	8				8	10	12	15	12	49	67	69	
紺屋町	(商工会連合会) (徳島新聞) (徳島市)	1 2 1	4			2	2	2	10	8				8	10	12	10	12	44	62	67	
南内町	(中央会) (徳島新聞) (徳島市)	1 2 1	4			2	2	2	10	8	2			10	11	12	12	12	47	67	65	
両国本町	(旅行業協会) (徳島市)	1 1	2	1		2	2	2	9	6	1	2	9	3				6	9	27	23	
新町	(国際交流協会) (徳島市)	1 1	2	1		2			5	2			2	3		7	4	14	21	17		
元町	(徳島青年会連所) (徳島市)	1 2	3			2			5	5		3	8	4		3	2	9	22	9		
新町橋東 ※2					1				1				2	2	3				3	6	6	
両国橋南 詰おどり ロード					1				1			5	5					2	2	8	8	
両国橋南 おどり広場				1					1	3			3	3				2	5	9	9	
総合案内所	(徳島市)	2	2	2	6				10				0	2					2	12	12	
にわか (市民)	(徳島市)	2	2		1				3				2	2					0	5	15	
にわか (元町)	(徳島市)	2	2		1				3	5			7	12					0	15	15	
計		28	2	3	10	14	10	10	77	32	24	3	6	16	81	59	48	57	64	223	386	366

※1 徳島新聞社は無償で職員を動員してくれることになっている。

※2 新町橋東おどり広場は、水際文化村フレンドリー活動推進協議会が独自に運営。

2 消防特別警戒体制

(1) 特別警戒の目的

阿波おどり期間中は、踊り見物人による雑踏、交通規制に伴う幹線道路の渋滞により、火災、救急、救助及び地震（津波を含む。）等の災害が発生した場合、重大な事態になることが危惧されることから、災害活動体制の確立及び火災予防の徹底を図ることを目的とし特別警戒を実施します。

(2) 警戒期間

平成30年8月12日～15日 18時00分から23時00分まで

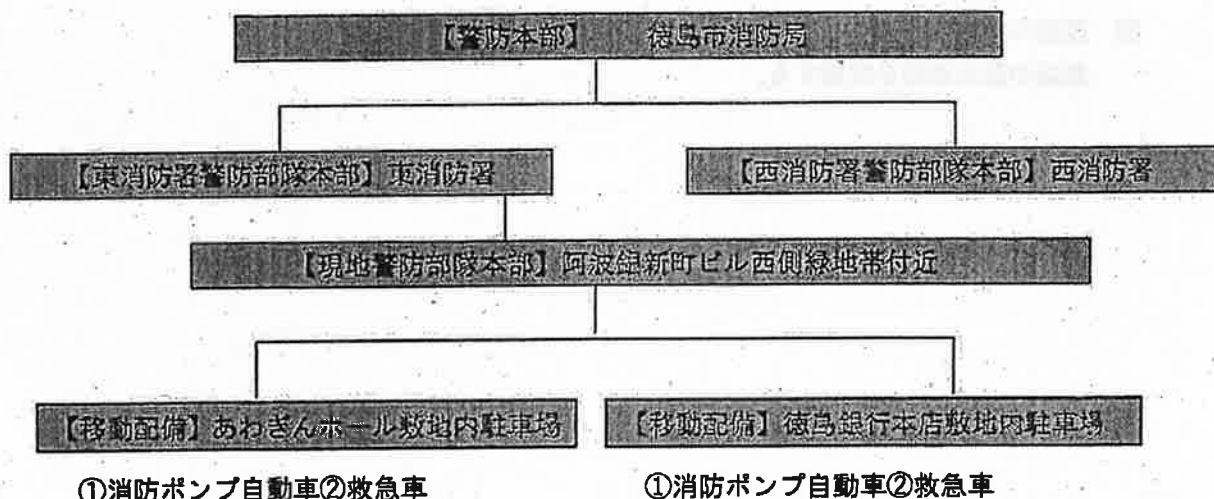
※ 阿波おどりの開催が中止となった場合は除く。

(3) 警戒の範囲

阿波おどり実施に伴う車両進入禁止区域（以下「警戒区域」という。）とします。

(4) 警戒組織体制

消防局に警防本部、東・西消防署に警防部隊本部を設置し、警戒区域に現地警防部隊本部を配置します。



(5) 現地警防部隊本部設置の目的

警戒区域における火災、集団救急事案発生時において、迅速に対応し被害を最小限に抑えることを目的として、東消防署は、次の場所に車両を配置します。

【現地警防部隊本部（新町橋1丁目 阿波銀新町ビル西側緑地帯付近）】

	配置車両
1	指揮車
2	支援車
3	消防ポンプ車
4	救急車

(6) 阿波おどり警防戦術会議の実施

阿波おどり特別警戒実施に伴い、おどり見物人等による雑踏が予想される車両進入禁止区域内への出動体制、車両進入経路及び部隊運用等の活動方針を共有することにより、万全の体制を図ることを目的として実施する。

- ① 日 時 平成30年8月6日(月) 午後7時00分～午後8時00分まで
- ② 場 所 東消防署会議室
- ③ 参加機関 徳島市消防団本部、徳島市消防団、徳島市消防局、徳島市東消防署、徳島市西消防署、徳島中央警察署

(7) 初期消火訓練等の実施

主催者側警備関係者に対する通報、初期消火等の訓練指導を事前に実施する。

- ① 日 時 平成30年8月11日(土) 午前11時頃
- ② 場 所 藍場浜演舞場(放送席前集合)

(8) 火災予防について

演舞場入口及び客席に「火気厳禁」、「危険物品持ち込み厳禁」、「禁煙」、「定員」及び「満員」札の表示を行い、安全管理の充実を図る。

(9) 露店の防火指導

露店の防火指導を実施する。

項目	担当者
警備	〇
消防	〇
医療	〇
その他	〇

3 雑踏警備配置計画表

(1) 阿波おどり演舞場雑踏警備(12日～15日)

演舞場	警備会社	隊長名	副隊長名	制服	私服	警備時間	連絡先	備考
市役所前	合達警備	富永 一馬	岩上 悟昭	10名	22名	17:00～23:00	088-665-6888	12日のみ18:30～
蘆塚浜	アルファ	西村 運也	大上 秀樹 藤本 俊二	10名	27名	17:00～23:00	088-837-4650	
紺屋町	ALSOK徳島	多田 聖哉	西岡 晃	10名	22名	17:00～23:00	088-623-2368	
南内町	西部日警	前野 香代子	阿部 正昭	11名	24名	17:00～23:00	088-697-2157	
両国本町	新日警	吉野 久重	飯森 廣彦	3名	-	17:00～23:00	088-635-4393	
秋田町	新港警備	松並 正一		6名	-	17:00～23:00	088-621-0755	
元町・新町	新港警備	藤田 真人	-	7名	-	17:00～23:00	088-621-0755	
新町おどり広場	新港警備	家中 裕		3名	-	17:00～23:00	088-612-0755	12.14日 案内隊長 13.15日 案内隊長
		蔵内 尚人						
計				60名	86名			

H29 53名 99名

(2) 交通規制区域等の警備

場所	警備会社	警備配置日	隊長名	制服	警備時間	連絡先	備考
交通規制区域	ニューパワー	8月12日～15日(4日間)	疋田 淳次	6名	18:00～23:00	088-678-2209	
交通規制区域	クワイアワークス2009	8月12日～15日(4日間)	田川 直人	2名	18:00～23:00	088-657-2009	
交通規制区域	新港警備	8月12日～15日(4日間)	丸山 博	5名	18:00～23:00	088-612-0755	
交通規制区域	あけぼのサービス	8月12日～15日(4日間)	広川 保	2名	18:00～23:00	088-677-8778	
交通規制区域	ジャパン警備	8月12日～15日(4日間)	松原 憲一	2名	18:00～23:00	08853-2-6121	
交通規制区域	栗島	8月12日～15日(4日間)	新居 一弥	3名	18:00～23:00	088-685-8741	
交通規制区域	徳島セキュリティサービス	8月12日～15日(4日間)	岡本 健児	5名	18:00～23:00	088-626-5770	
大工町交差点	サイバ	8月12日～15日(4日間)	吉岡 正博	4名	18:00～23:00	088-633-7775	
駅前・元町・新町早朝警備	栗島	8月13日～16日(4日間)	新居 一弥	4名	05:00～07:00	088-685-8741	
中央通交差点	新港	8月12日～15日(4日間)	庄野 雄也	1名	18:00～23:00	088-612-0755	
秋田町南・東規制	新港	8月12日～15日(4日間)	木下 雅博	3名	18:00～23:00	088-612-0755	
紺屋町交差点	クワイアワークス2009	8月12日～15日(4日間)	伊藤 伸夫	2名	18:00～23:00	088-657-2009	
仲之町交差点	クワイアワークス2009	8月12日～15日(4日間)	竹内 秀幸	1名	18:00～23:00	088-657-2009	
春日橋北詰交差点	クワイアワークス2009	8月12日～15日(4日間)	元淵 良太	4名	18:00～23:00	088-657-2009	
元町歩道橋	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	岡部 保夫	2名	18:00～23:00	088-623-2368	
中洲町	セントラル	8月12日～15日(4日間)	一宮 直人	3名	15:00～23:00	088-654-2188	
中洲(コスモ前)	ジャパン警備	8月12日～15日(4日間)	西川 徹	2名	15:00～23:00	08853-2-6121	
東天神前交差点	徳島セキュリティサービス	8月12日～15日(4日間)	前田 政利	2名	18:00～23:00	088-626-5770	
計				53名			

H29 52名

(3) 臨時駐車場の運営に伴う警備

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	制 服	警備時間	連絡先	備 考
吉野川河川敷緑地臨時P	ファイブセキュリティ	8月12日～15日(4日間)	阿部 忠男	17名	15:00～23:00	088-888-0988	
"	ファイブセキュリティ	8月12日～15日(4日間)	阿部 忠男	1名	12:00～20:00	088-888-0988	
"	オーケーガード	8月12日～15日(4日間)	大上 雅史	2名	12:00～20:00	088-675-1384	
マリンターミナル駐車場	セントラル警備	8月12日～15日(4日間)	近藤 昭彦	5名	15:00～23:00	088-854-2188	13:00～早出1名
徳島みなと公園	セントラル警備	8月12日～15日(4日間)	渡邊 忠雄	5名	15:00～23:00	088-854-2188	
吉野川河川敷(団体バス)	オーケーガード	8月12日～15日(4日間)	大上 雅史	8名	15:00～23:00	088-675-1384	
郷文西側・駅西	ファイブセキュリティ	8月12日～15日(4日間)	岩橋 稔	4名	13:00～21:00	088-688-0988	
水産会館(バス)	サニーガード	8月12日～15日(4日間)	森川 明	3名	15:00～23:00	088-677-8778	
西富田公園	クリエイティブワークス2009	8月12日～15日(4日間)	廣瀬 大満	2名	09:00～23:00	088-657-2009	12日のみ07:00～
東富田公園	ニューパー	8月12日～15日(4日間)	丸谷 研二	3名	09:00～23:00	088-678-2209	12日のみ07:00～
富田小学校	セーフティ四国	8月12日～15日(4日間)	竹内 豊	5名	10:00～23:00	088-672-7003	12日のみ08:00～
新町小学校	ファイブセキュリティ	8月12日～15日(4日間)	阿部 忠男	7名	10:00～22:00	088-888-0988	12日のみ08:00～
徳島中学校	合建警備	8月12日～15日(4日間)	常盤 征宏	8名	11:00～23:00	088-865-6888	12日のみ08:00～
計				70名			

H29 45名

(4) シャトル観光整理料徴収業務

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	制 服	警備時間	連絡先	備 考
吉野川河川敷駐車場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	大林 昌史	6名	15:00～23:00	088-623-2388	
徳島市立体育館駐車場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	武田 美恵	5名	15:00～23:00	088-623-2388	
マリンターミナル駐車場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	河野 絵美	4名	15:00～23:00	088-623-2388	
寺島公園前バス停	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	高見 由美	4名	15:00～23:00	088-623-2388	
シャトル乗車整理	セーフティ四国	8月12日～15日(4日間)	河村 康弘	2名	18:00～23:00	088-672-7003	
徳島市立体育館駐車場	国際警備保障	8月12日～15日(4日間)	酒巻 博昭	5名	15:00～21:00	088-823-5931	
徳島市立体育館駐車場	国際警備保障	8月12日～15日(4日間)	酒巻 博昭	5名	17:00～23:00	088-823-5931	煙火含む
寺島公園(シャトル)	セーフティ四国	8月12日～15日(4日間)	大浦 康志	2名	15:00～23:00	088-672-7003	
西富田公園	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	井上 理	2名	09:00～23:00	088-623-2388	12日のみ07:00～
東富田公園	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	二宮 大治	2名	09:00～23:00	088-623-2388	
富田小学校	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	永濱 慶太	2名	10:00～23:00	088-623-2388	
新町小学校	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	岡山 正一	2名	10:00～22:00	088-623-2388	
徳島中学校	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	高原 高夫	2名	11:00～23:00	088-623-2388	
計				43名			

H29 33名

(5) 清掃協力料金徴収(大型バス)

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	制 服	警備時間	連絡先	備 考
吉野川河川敷	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	土壁 倫子	4名	15:00～23:00	088-623-2388	
水産会館	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	木野 好弘	3名	15:00～23:00	088-623-2388	
計				7名			

H29 7名

(6) 運営サポート

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	私服	警備時間	連絡先	備 考
交通規制区域	あけぼのサービス	8月12日～15日(4日間)	渡邊 直樹	2名	18:00～23:00	088-677-8778	
新町演舞場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	岡部 保夫	7名	17:00～23:00	088-623-2388	
元町演舞場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	岡部 保夫	3名	17:00～23:00	088-623-2388	
高国おどり広場	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	岡部 保夫	3名	17:00～23:00	088-623-2388	
計				16名			

H29 17名

(7) 阿波おどり演舞場設営に伴う交通警備

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	私服	警備時間	連絡先	備 考
市役所前	あけぼのサービス	8月9日～9日(17.18.19日(9日間))	竹内 吉満	4名	08:00～18:00	088-677-5557	3日のみ08:00～
紺屋町	朝日警備	8月7日～17日(11日間)	藤森 信暁	4名	08:00～18:00	088-655-8230	7日のみ08:00～18:00(10～15は2名)
岩本ビル前	ガレリアワークス2009	8月7日～16日(10日間)	藤山 秋夫	1名	05:00～08:00	088-657-2009	
徳島駅前総合案内所	ニューウエーブ	8月12日～15日(4日間)	大西 徳孝	2名	08:00～18:00	0883-70-0275	
市役所演舞場照明撤去	あけぼのサービス	8月16日(1日間)	福垣 拓也	2名	05:00～18:00	088-677-8557	
計				13名			

H29 14名

※ 紺屋町演舞場設営に伴う警備配置を8/10～8/15の間、2名配置とする。

(8) 阿波おどり前夜祭に伴う交通警備

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	私服	警備時間	連絡先	備 考
アスティ徳島	ALSOK徳島	8月11日	渡辺 吉久	2名	8:00～19:00	088-623-2388	
アスティ徳島	ALSOK徳島	8月11日	渡辺 吉久	11名	8:00～22:00	088-623-2388	
アスティ徳島	ALSOK徳島	8月11日	渡辺 吉久	9名	10:00～19:00	088-623-2388	
計				22名			

H29 22名

(9) シャトルバス等売上金回収警備輸送業務

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	私服	警備時間	連絡先	備 考
売上金回収業務	ALSOK徳島	8月12日～15日(4日間)	富永 洋史	4名	20:30～23:30	088-623-2388	
計				4名			

H29 0名

(10) 阿波おどり演舞場抽選会

場 所	警備会社	警備配置日	隊長名	私服	警備時間	連絡先	備 考
旧徳島動物園	ALSOK徳島	8月5日		2名	08:00～13:00	088-623-2388	
計				2名			

H29 0名

(1) 警備本部

阿波踊り警備対策本部	開催日	開催時間	連絡先
徳島市役所(3F)会議室 ※ 阿波踊り警備対策委員会事務局 野崎 寛治 ※ 幹事会社: ALSOK徳島株式会社 安芸 佳和 三橋 洋彦 和原 正和	8月12日～15日 (4日間)	15:30～23:00 (荒天時15:00～)	演舞場 駐車場 交通

本 部 員 氏 名							
平成30年8月12日(日)		平成30年8月13日(月)		平成30年8月14日(火)		平成30年8月15日(水)	
会社名	氏名	会社名	氏名	会社名	氏名	会社名	氏名
イベント委員会 会長	森 和則	警備業協会 会長	山下 秀夫	警備業協会 副会長	五島 寛治	警備業協会 副会長	牛田 稔
新港警備	梶本 尚賢	栗 島	新居 一弥	国際警備	高田 智博	セントラル	土橋 俊哉
クリエイティブ2009	近田 正	徳島セキュリティサービス	三木 健	セーフティ四国	大浦 康志	サニー	西岡 康雄
西日警	白石 静生	ニューパワー	築迫 光治	クリエイティブ2009	若松 一彦	オーケーガード	大上 雅史
新日警	宮本 久志	ニューウエーブ	宮内 猛	あけぼの	渡辺 直樹	ジャパン	大道 和也
備 考	※ 緊急事態発生時の連絡先 徳島中央警察署 TEL 088-624-0110 両国交番 TEL 088-654-5770 大道交番 TEL 088-622-1429 徳島市消防局 TEL 088-656-1190 徳島市東消防局 TEL 088-656-1195 ※ 阿波踊り実行委員会 TEL 088-621-5296 ※ 秋田町おどろりロード事務局 TEL 070-3792-1172						

4 臨時駐車場運営計画

(1) 一般車両

駐車場名	車両	料金	運営時間	運営団体	
内町小学校グラウンド (収容350台)	一般車両	1,200円	8:30~23:00	内町体育協会	
新町小学校グラウンド (収容250台)			10:00~22:00	阿波おどり 実行委員会	
富田小学校グラウンド (収容350台)			10:00~23:00		
徳島中学校グラウンド (収容350台)			11:00~23:00		
富田中央公園 (収容100台)				11:00~23:00	東富田防犯協会
東富田公園 (収容100台)				9:00~23:00	阿波おどり 実行委員会
西富田公園 (収容60台)				9:00~23:00	
徳島県庁駐車場 (収容210台)			一般車両	無料	12日 10:00~23:00 13日 18:00~23:00 14日 18:00~23:00 15日 18:00~23:00
吉野川河川敷緑地 (収容1,000台)	一般車両	無料	15:30~23:00	阿波おどり 実行委員会	
マリナーミナル (収容550台)	一般車両	無料	15:30~23:00		

(2) 大型観光バス

駐車場名	車両	料金	運営時間	運営団体
吉野川河川敷緑地 (収容100台)	観光バス	3,000円	14:30~23:00	阿波おどり 実行委員会
徳島県水産会館駐車場 (収容25台)	観光バス	3,000円	15:00~23:00	

(3) 臨時駐車場報道計画

阿波おどり期間中、各放送局の番組等の合間に駐車場情報（14:00～20:00）を放送。

ラジオ放送局一覧

放送局	周波数等	連絡先
NHK第一	94.5kHz	☎ 626-5973 FAX 622-8300
四国放送 (JRT)	126.9kHz	☎ 653-8020 ☎ 090-2821-1782 (新谷(シタニ)氏) FAX 626-1100 FAX 623-1269 (2か所に送付)
FM徳島	80.7MHz	☎ 656-2111 FAX 624-3515
FMびざん	79.1MHz	☎ 656-5000 FAX 656-0791
交通管制 センター	徳島県警本部(交通管制センター)	☎ 625-7761 FAX 625-7762
	徳島中央警察署地域課	☎ 624-0110 FAX 624-0284

その他、阿波おどり公式ホームページ、SNSで随時駐車場情報を発信する。

5 開幕式

(1) とき

平成30年8月12日(日) 17時30分～18時00分

(2) ところ

市役所前演舞場

(3) 出席者(合計13人)

① 主催者(8人。阿波おどり実行委員会)

遠藤 彰良	委員長(徳島市長)
中村 太一	副委員長(徳島県商工会議所連合会会長)
岡本 富治	委員(徳島県商工会連合会会長)
濱口 剛	委員(一般社団法人日本旅行業協会中四国支部徳島地区委員会委員長)
藤川 修誌	委員(一般社団法人徳島青年会議所理事長)
森住 博	委員(一般社団法人徳島市国際交流協会会長)
栗飯原 一平	委員(徳島県中小企業団体中央会副会長)
米田 豊彦	委員(一般社団法人徳島新聞社理事社長)

② 来賓(5人)

飯泉 嘉門	徳島県知事
重清 佳之	徳島県議会議長
井上 武	徳島市議会議長
藤本 章	仙台市親善訪問団団長(仙台市副市長)
菊地 昭一	仙台市議会副議長

(4) アシスタント(合計3人)

トクシィ(徳島市イメージアップキャラクター)及び殿様連踊り子2人






(5) タイムスケジュール

①	17時00分	煙火	(開催周知)
②	17時25分	MC	(開催5分前周知)
③	17時30分	煙火・MC	(開式)
④	17時32分	主催者挨拶	(実行委員会委員長)
⑤	17時37分	来賓祝辞	(徳島県知事)
⑥	17時42分	花束贈呈	(トクシィから仙台市親善訪問団団長へ)
⑦	17時47分	来賓・主催者紹介	(来賓5人・主催者8人)
⑧	17時50分	開幕宣言	(実行委員会副委員長)
		テープカット	(実行委員会委員長及び来賓(5人))
		踊り込み	(実行委員会委員長、仙台市親善訪問団、トクシィ、殿様連・仙台すずめ踊り)
⑨	18時00分	煙火	(開幕)

6 演舞場等設営・撤去スケジュール

内 容		8月																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
市役所前演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
藍場浜演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
紺屋町演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
南内町演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
両国本町演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
新町橋演舞場	仮設トイレ											★													
	栈敷											★													
元町演舞場	栈敷											★													
吉野川河川敷緑地	仮設トイレ																								
	整地																								
市立体育館前（整地）																									
仮設トイレ（幸町公園）																									
仮設トイレ（富田西広場）																									
仮設トイレ（かちどき橋北詰公園）																									
仮設トイレ（新町川公園）																									
仮設トイレ（徳島中学校）																									
仮設トイレ（富田小学校）																									

凡例

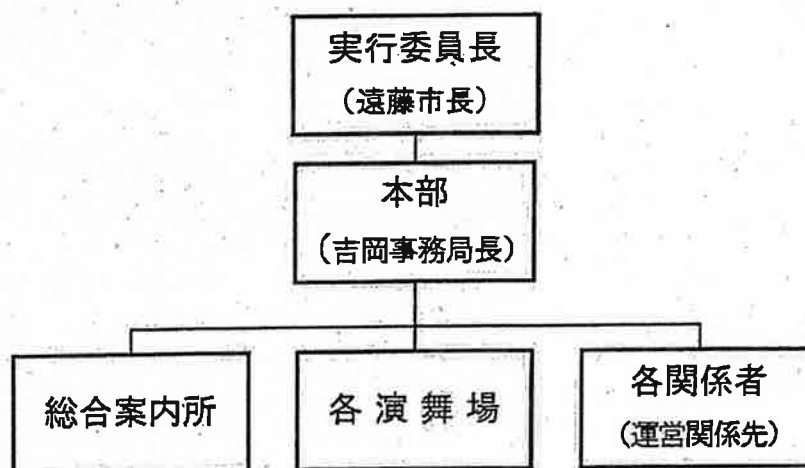
-  設置
-  撤去
-  仮設トイレ設置・撤去
-  接続管設置
-  完了検査

7 演舞場等臨時電話配置計画

【臨時電話一覧表】

場 所	電 話 番 号	備 考
本 部	653-9670	(代表)
	653-9671	
	653-9672	
総合案内所	653-9680	(観光関係)
	653-9681	(観光関係)
	653-9682	(宿泊関係)
演舞場	市役所前	653-9673
	藍場浜	653-9674
	紺屋町	653-9675
	南内町	653-9676
	両国本町	653-9677
	元町	653-9678
	新町橋	653-9679
	秋田町	070-3792-4172

【連絡体制】



※ 災害・事故等、緊急を要する場合は、各所から直接110、119番して、後に事務局へ連絡。

8 阿波おどりの中止決定について（案）

(1) 基本的事項

- ① 中止の決定時間については、原則11時とする。なお、天候等を考慮し、遅くとも16時までには決定する。
- ② 中止の決定方法については、阿波おどり実行委員会の企画・運営部門を担う徳島市と徳島市新聞社が協議し、各委員了承のうえ決定する。

	15:00-20:00	徳島市	阿波おどり実行委員会
	15:00-20:00	徳島市	
（徳島市）	15:00-20:00	徳島市	
（徳島市）	15:00-20:00	徳島市	
（徳島市）	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	
	15:00-20:00	徳島市	



阿波おどり有料演舞場内の撮影・取材規制について（2018年版）

この撮影規制は有料演舞場内での踊りの円滑な実施と、報道者ならびに写真撮影者が観客の観覧の妨げにならないよう行うものです。スムーズに撮影、取材活動が行えるよう、報道関係者、写真撮影者におきましては、なにかとご不便かと存じますが、趣旨をご理解、ご協力をお願い申し上げます。

阿波おどり実行委員会

資料の内容

- 取材許可証
- 撮影位置について
- テレビ中継について
- ENGのぶら下がり撮影、ライトの使用について
- 記者取材について
- 阿波おどり開幕式取材について
- 各演舞場の撮影ポジション規制図

● 取材許可証

有料演舞場での取材には阿波おどり実行委員会の発行した取材許可証（報道許可証、撮影許可証）が必要です。入場の際には、許可証を必ず係員に見えるようにし、報道関係者は自社腕章を着用して下さい。

報道関係者とは新聞、放送、ケーブルテレビ、自治体広報、出版（雑誌、タウン誌、ミニコミ誌）の各媒体に属する者で、阿波おどりを報道目的で取材する方々を指し、下記協会等に所属していることを条件とします。

市政記者室加盟社・県政記者室加盟社・関西写真記者協会加盟社・東京記者協会加盟社・日本雑誌協会加盟社・ケーブルテレビ協会加盟社・タウン誌協会加盟社に属するカメラマン、記者及び実行委員会が報道目的で取材すると認めた者及び社。

● 撮影位置について（各演舞場の規制図と併せてお読みください）

演舞場内へは阿波おどり実行委員会の発行した取材許可証を保持する方のみ入場可能です。有料演舞場内でのスチール及びムービー撮影、ペン記者による取材は決められた位置（撮影ポジション、インタビューエリア）のみ可能です。決められた場所以外での撮影取材、場内移動は出来

ません。

ただし、阿波おどり実行委員会が認めた場合に限り、阿波おどり実行委員会が認めた方法で撮影を許可する場合があります。

(例えば国内外に向けて放送するなど、特に阿波おどりの魅力を発信するものである場合に限り認める。)

有料演舞場では移動の制限があります。スチール及びムービーカメラマンの演舞場への出入りは演舞場出口からのみ可能です。観覧席通路へ行く際には観客席出入り口を利用して下さい。演舞場入口から演舞場内を抜けて出口や撮影位置へ移動することは出来ません(開演前、1部、2部入替時は可)。

スチール及びムービー撮影位置(規制図参照)

- ① 演舞場出口両側に撮影位置を限定します。ただし、南内町演舞場のみ片側となります。
- ② 演舞場出口側通路及び出口は踊り連、観客の妨げにならない限り、撮影可能です(脚立、三脚使用不可)。
- ③ 観客席通路からの撮影も可能としますが、観客の視界を妨げないようご配慮下さい(脚立、三脚使用不可)。
- ④ 撮影位置から踊り連の前、中に入り込む等の飛び出し撮影は出来ません。
- ⑤ その他、撮影、取材エリアについては各演舞場の規制図をご覧ください。

この撮影規制、取材位置の制限は全ての有料演舞場(市役所前、藍場浜、南内町、紺屋町)で適用されます。

撮影位置についてはペン記者が写真撮影を行う場合も同じく適用されます。

- * 南内町演舞場は独自の撮影制限がありますのでご注意ください。
- * 演舞場によっては撮影位置の面積が変わる場合があります。テープもしくはカラーコーンにて指示されていますので、それに従ってください。スペースが狭い場合もありますので譲り合ってご使用下さい。

● テレビ中継について

あらかじめ主催者に申し出のあったテレビ中継は希望演舞場で決められた日のみ可能です。ニュース等で中継される場合は出口付近のみで可能です。リポーター等が踊り連の中に入るなどの中継はご遠慮下さい。ニュース中継の場合でも主催者に事前にその旨、ご連絡下さい。ラジオの中継も同等の扱いとします。

● ムービー(ENG)のぶら下がり撮影、ライトの使用について

毎年、観客・踊り子からのクレームが寄せられており、すべての演舞場で禁止します。規制図指定の撮影エリアから撮影して下さい。

ただし、阿波おどり実行委員会が認めた場合に限り、阿波おどり実行委員会が認めた方法で撮

影を許可する場合があります。

● 記者取材について

新聞、放送、雑誌のペン記者が写真撮影を行う場合は撮影位置からお願いします。記者の演舞場内での移動、ぶら下がり取材は出来ません。出口両サイドのみ可能です（南内町演舞場は片側）。

● 阿波おどり開幕式取材について

開幕式取材は主催者の発行した報道許可証保持者のみ可能です。

式典取材は本部席前ではスチール、ムービーとも平立ちでお願いします。脚立、三脚の使用はご遠慮下さい。式典終了後は速やかに所定の撮影、取材位置へ移動して下さい。その場で引き続いたの踊り撮影、取材はご遠慮下さい。

本部席の指示、放送案内に従ってください。

以上

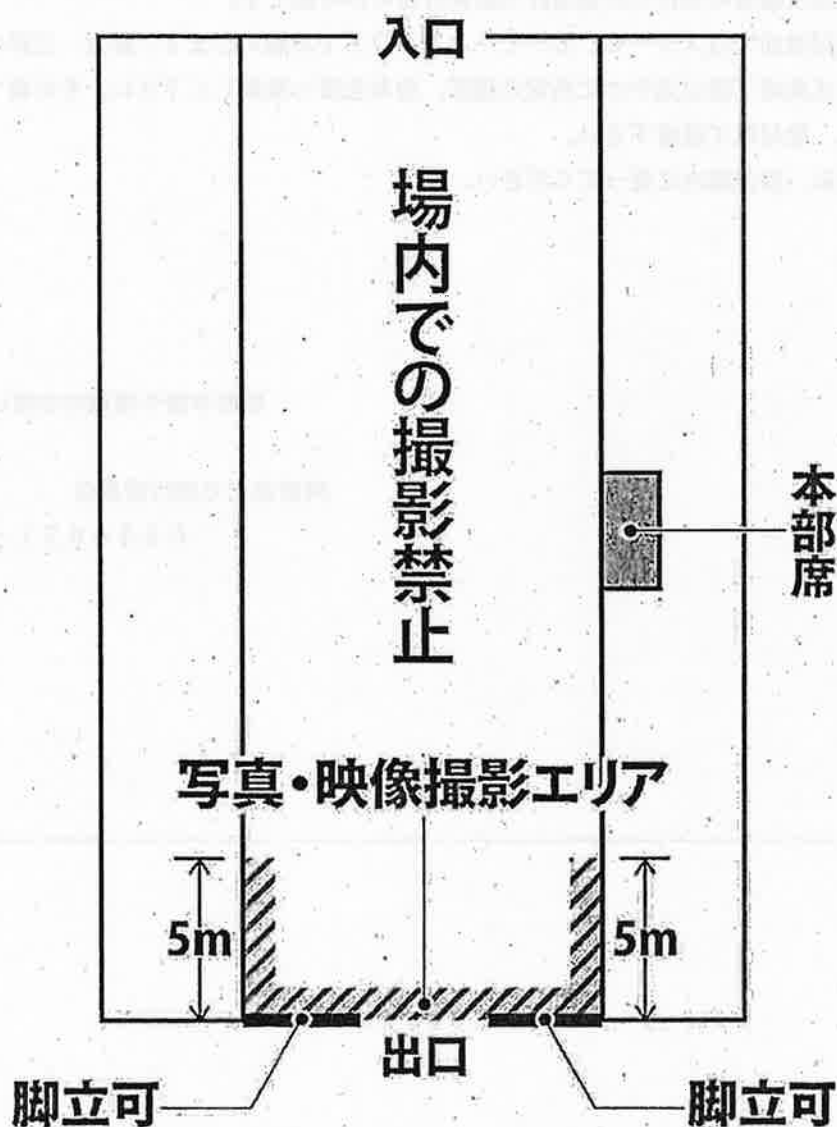
取材申請や規制のお問い合わせ先

阿波おどり実行委員会

088-621-5298

2018年 阿波踊り演舞場撮影規制図

(市役所前演舞場・藍場浜演舞場・紺屋町演舞場)



※写真、映像(ENG)とも、撮影は出口付近(図に示したエリア)から行って下さい。このエリア外での撮影は禁止します。

※三脚の使用は出来ません。(一脚可)

ただし、ENGに限り、脚立のエリアで空きがあれば使用可能です。

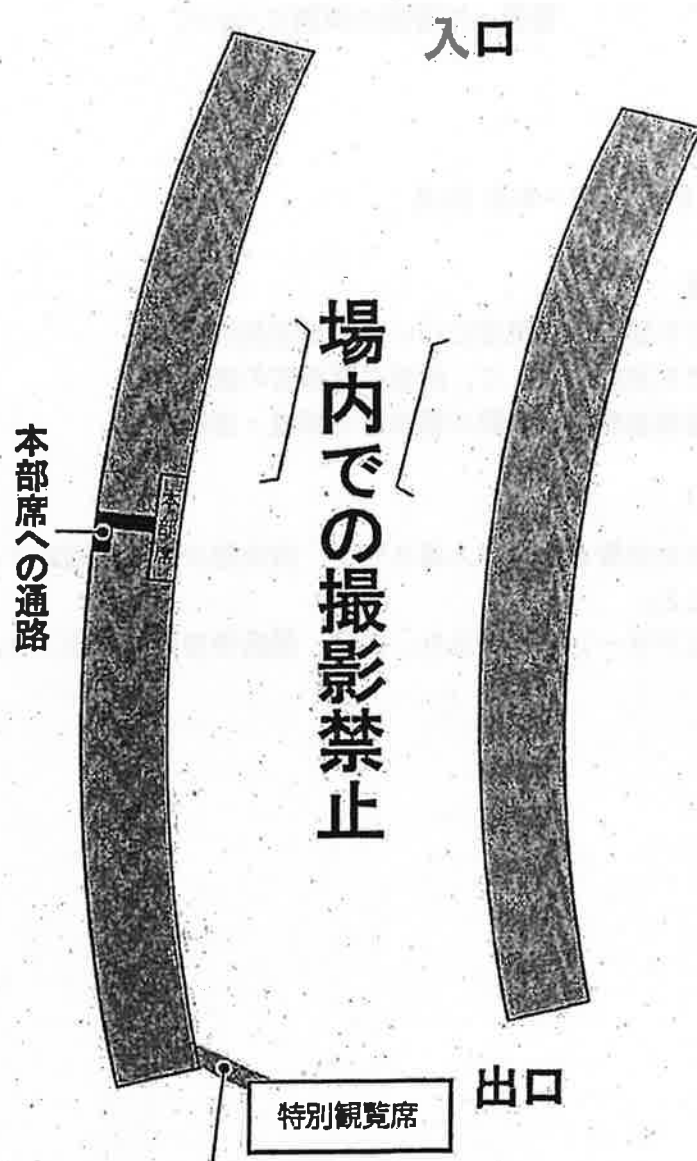
※脚立は出口サイドのみ使用可能です。

※南内町演舞場には特別観覧席があります。

演舞場本部の指示に従って下さい。

南内町演舞場 撮影規制図

※ 一度に撮影できる人数が限られています。(4〜5人程度)
まず本部席に行き、運営員の指示に従って撮影してください。
指示に従わない場合は、撮影をお断りする場合があります。



写真・映像撮影エリア

- ※ 写真・映像(ENG)とも、撮影は図に示したエリアから行ってください。
- ※ 脚立・三脚の使用はできません。(一脚可)
- ※ 本部席へは演舞場新町川方面の出入り口から行ってください。
演舞場内を通行することはできません。
- ※ 観客席前に入っでの撮影はできません。
- ※ 記者取材は出口付近でお願いします。
- ※ 他の演舞場は別紙を参照してください。

警察への警備の要請について

1 警備要請期間

平成30年8月12日～8月15日

2 警備要請事項

- (1) 阿波おどり警備計画策定についての事前指導
- (2) 阿波おどり実施に際して、所要の警察官の派遣
- (3) その他緊急事態発生の際の警察官の派遣・指示等

3 その他

特攻服を着た少年等を会場へ入場させず、特攻服少年等に起因する紛争を未然に防止すること。

小型無人機（ドローン）の持込み、操縦、撮影等を禁止すること。

阿波実発第 号
平成30年8月 日

徳島中央警察署長 殿

阿波おどり実行委員会
委員長 遠藤 彰良

警 備 要 請 書

酷暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、阿波おどり発展のため格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年も8月12日から15日までの4日間、当市中心市街地において阿波おどりを開催することとなりました。阿波おどりは一定の区域に不特定多数の人が集中し混乱が予想されるところです。雑踏事故等の防止対策につきましては、当実行委員会で「阿波おどり警備計画」を策定し、安全かつ円滑な運営に努めております。

しかしながら、不測の事態が発生する可能性が排除できないことから、貴署による警備体制の強化をお願いするところであります。

また、前年度に引き続き、特攻服を着た少年等を会場へ入場させず、特攻服少年等に起因する紛争を未然に防止するとともに、小型無人機（ドローン）の持込、操縦、撮影等の禁止につきましても、安全確保のため格別の御協力をお願いするところでございます。

つきましては、次のとおり警備を要請いたしますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

1 警備要請期間

平成30年8月12日～8月15日（4日間）

2 警備要請事項

- (1) 阿波おどり警備計画策定についての事前指導
- (2) 阿波おどり実施に際して、所要の警察官の派遣
- (3) その他緊急事態発生の際の警察官の派遣・支援等

以 上

おどり連各位

阿波おどり実行委員会

委員長 遠藤彰良

(公印省略)

円滑な阿波おどりの実施に向けて (依頼)

この夏の阿波おどりにつきましては、新たな実施体制のもと、初めて開催するものであり、当委員会といたしましても、現在、関係者の皆さま方のご協力を仰ぎながら、スムーズな進行や警備態勢等について鋭意準備を進めているところであります。

申すまでもなく、阿波おどり期間中は、県内外からの見物客はもとより、おどり連の方々などで多くの人出が見込まれるところであり、こうした皆さま方の安全対策には万全を期さなければならないと考えております。

そこで、おどり連の皆さま方におかれましては、従前同様、連による踊りは当委員会が設置した有料・無料演舞場において実施していただきますようお願いいたします。また、慣例的に行われている演舞場以外での小規模な踊りについても、事故防止に配慮し、規律ある行動となるようお願いいたします。

阿波おどりは、雑踏による喧騒や長時間にわたる交通規制等、地域住民の皆さま方に大きな負担をおかけしているなか、深いご理解とご協力を得て実現しているものであり、仮に事故やトラブルが発生するようなことがあれば、今後の阿波おどりの実施に影響を及ぼす可能性もあります。

何卒、おどり連の皆さま方におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、安全、安心な阿波おどりの実施に向けてご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上

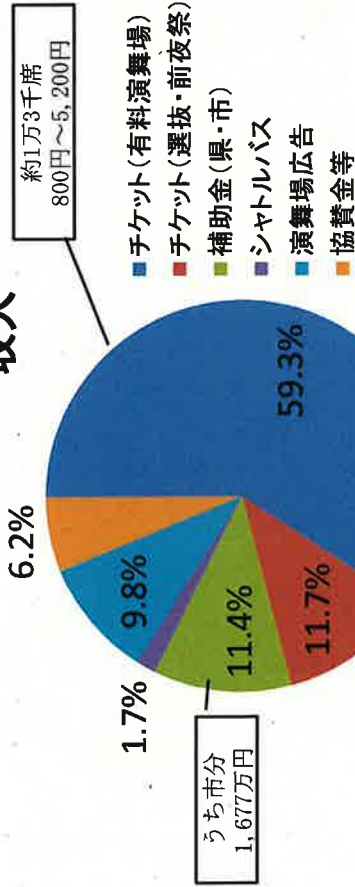
収支決算の状況

参考資料3

◆H28阿波おどり

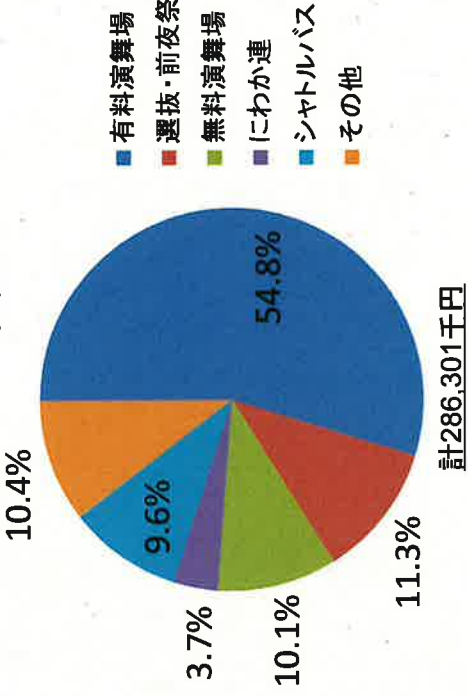
8月12日～15日
30年度来場者108万人

収入



- チケット(有料演舞場)
- チケット(選抜・前夜祭)
- 補助金(県・市)
- シヤトルバス
- 演舞場広告
- 協賛金等

支出

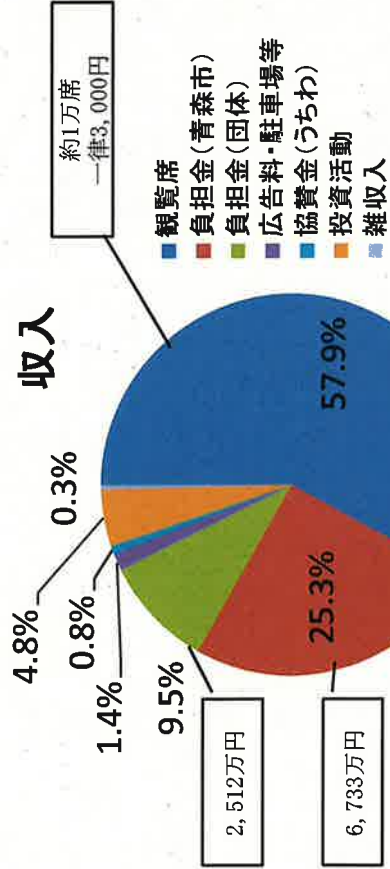


- 有料演舞場
- 選抜・前夜祭
- 無料演舞場
- にわか連
- シヤトルバス
- その他

◆H29青森ねぶた祭

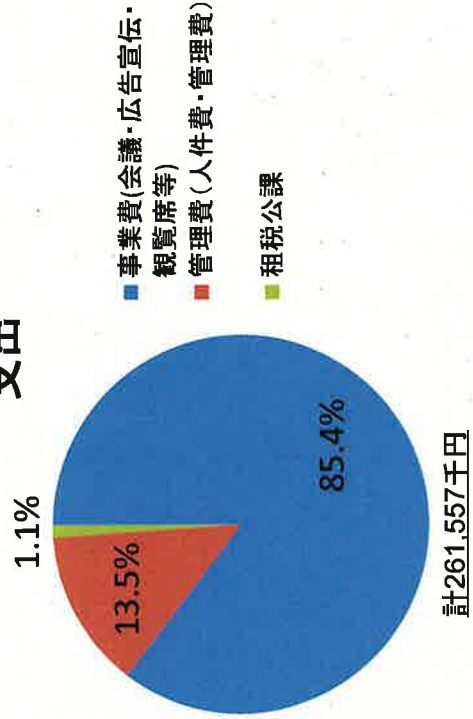
8月2日～7日
来場者200万人以上

収入



- 観覧席
- 負担金(青森市)
- 負担金(団体)
- 広告料・駐車場等
- 協賛金(うちわ)
- 投資活動
- 雑収入

支出



- 事業費(会議・広告宣伝・観覧席等)
- 管理費(人件費・管理費)
- 租税公課

阿波おどり事業特別会計の累積赤字の 解消策等に関する調査報告書

平成30年2月5日

阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等に関する調査団

弁護士	井内 秀典
公認会計士	後藤 吾郎
公認会計士	河野 匡哉
徳島大学教授	石田 和之

(目次)

第1	本件調査の概要について	1
1	調査目的	1
2	調査事項	1
3	調査方法	1
4	調査期間	1
5	調査団	1
第2	観光協会の概要について	2
1	名称	2
2	沿革	2
3	事務所	2
4	目的	2
5	事業	2
6	組織	3
7	会計	4
8	阿波おどり事業と特別会計	5
第3	阿波おどり事業特別会計の財務状況	6
1	財政状態の現状	6
2	累積赤字の推移	7
3	経常収支の状況	8
4	収益の状況	9
5	主な経費の状況	10
6	会計処理に関する問題点	13
第4	阿波おどり事業特別会計の執行管理状況	14
1	予算の執行管理の現状	14
2	予算の執行管理についての問題点	15
第5	阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等	16
1	累積赤字を解消できなかった事業執行体制上の問題点	16
2	徳島市の損失補償の趣旨との適合性	17
第6	結び	19

第1 本件調査の概要について

1 調査目的

本件調査は、地方自治法第221条の規定に基づき、公益社団法人徳島市観光協会（以下、「観光協会」という）の阿波おどり事業特別会計に係る運営状況等を調査・分析し、同特別会計に計上された約4億2,400万円の累積赤字の解消策等に関する提案を行うものである。

2 調査事項

① 阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等に関する調査・分析

平成25年度から平成29年度までの阿波おどり事業特別会計に係る会計帳簿その他の書類の検査及び実地調査（必要に応じて平成24年度以前の決算書・事業計画案等も現存するものは含めることにした）

② 阿波おどり事業特別会計に係る収入、支出及び契約等の妥当性の調査

観光協会における各種契約の方式、契約の相手方、契約金額等の内容の検証

③ その他、徳島市の損失補償の趣旨に従った活動のための提案

平成25年度から平成29年度までの事業計画・決算書等の調査・分析及び阿波おどり事業の実施状況の調査

3 調査方法

前記調査事項を調査するため、平成29年11月21日及び22日、阿波おどり会館（21日）及び観光協会事務所（22日）において、平成25年度から平成29年度までの関係書類の検査及び実地調査を行うとともに、適宜、観光協会の関係職員からの聞き取りを実施した。

また、その後も、必要に応じて、観光協会に対して、関係書類の追加提出を求めるとともに、同協会会長に対して、本件調査に係る文書照会を行い、回答文書の提出を受けた。

なお、同会長については、当初、面談方式による聞き取りをお願いしたが、日程調整ができなかったことから、文書照会の方式をとることにした。

4 調査期間

平成29年11月16日から平成30年2月5日まで

5 調査団

(1) 本件調査を担当した調査団は、以下のとおりである。

代表者	弁護士	井内	秀典
	公認会計士	後藤	吾郎
	公認会計士	河野	匡哉
	徳島大学教授	石田	和之

(2) 調査団は、平成29年11月16日、徳島市との間において、阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等に関する調査報告書作成業務委託契約を締結し、本件調査を受託した。

※ 当報告書においては、観光協会から提出された資料に基づき、数値を記載するとともに、各表を作成している。

第2 観光協会の概要について

1 名称

公益社団法人徳島市観光協会

2 沿革

- 昭和46年10月 社団法人徳島市観光協会が設立され、事務所を徳島市幸町2丁目1番地に設置する。
- 昭和51年6月 事務所を徳島市元町1丁目24番地に移転する。
- 昭和55年6月 事務所を徳島市幸町2丁目5番地に移転する。
- 平成11年7月 徳島市から阿波おどり会館の管理運営を受託し、事務所を徳島市新町橋2丁目20番地（阿波おどり会館内）に移転する。
- 平成18年4月 指定管理者制度により、阿波おどり会館及び眉山ロープウェイの指定管理業務を財団法人徳島市観光開発公社と共同で開始する。
- 平成19年4月 財団法人徳島市観光開発公社を組織統合する。
- 平成26年4月 公益社団法人徳島市観光協会に移行し、現在に至る。

3 事務所

主たる事務所を徳島市に置くと定められており、現在、事務所は、徳島市の阿波おどり会館内に設けられている。

4 目的

観光協会は、徳島市内における観光事業の振興を図り、もって徳島市の産業、文化の振興に寄与することを目的とする。

5 事業

(1) 定款上の事業

観光協会は、前記目的を達成するため、「阿波おどり行事の計画及び実施」のほか、観光思想の啓もう及び普及、観光資源の保存、育成及び開発、観光資源の紹介宣伝、観光客の誘致、接遇、観光に関する情報の収集及び提供、観光施設の管理及び運営、関係諸団体との連絡提携に関する事業等を行うものとされている。

(2) 事業の内容

観光協会の事業は、公益目的事業と収益事業に区分されており、平成28年度の事業報告書によると、次のような事業が実施されている。

① 公益目的事業

a 阿波おどり事業

i 前夜祭及び8月12日から15日までの阿波おどり事業

但し、上記の阿波おどり事業は、観光協会と県内法人1社（以下、「共催法人」という）との共催により開催している。

ii 年間を通じて実施する阿波おどり事業（「毎日おどる阿波おどり事業」、「おどらなそんな阿波おどり事業」）

iii 伝統保存育成のための阿波おどり事業（阿波おどり鳴物教室事業等）

b 観光振興事業

i 観光誘致宣伝事業（観光キャンペーン等事業、受入体制事業）

ii 姉妹都市交流事業

iii その他の誘致事業（眉山四季再発見事業等）

② 収益事業

a 阿波おどり会館及び眉山ロープウェイ管理運営事業

b 物品等販売及び賃貸事業（グッズ販売事業、レンタサイクル事業等）

6 組織

(1) 会員

観光協会の会員には、観光産業に関係ある個人及び団体である正会員のほか、特別会員（徳島市の観光振興に功労があった者で、理事会において推薦する個人及び団体）、賛助会員（同協会の事業目的に賛同される個人及び団体）がある（同定款第5条）。

平成29年3月31日現在における会員数は、228名である。

(2) 役員

① 役員構成

役員は、会長（1名）、副会長（3名）、専務理事（1名）、理事（会長、副会長、専務理事を含み15名以内）、監事（2名）により構成されており、会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選任される（同定款第12条・13条）。

役員は、常勤役員を除いて無報酬である（同第18条）。

なお、専務理事は、平成29年6月末以降、空席のままになっている。

② 会長・理事の人選

歴代の会長は、昭和46年10月から平成5年3月までは徳島市長（当時）、同年5月からは、県内の商工団体の代表者（当時）等が務めている。

理事は、行政、阿波おどり関係団体、宿泊業界団体、交通事業者、金融機関の役職員等が会員の中から選任されている。

③ 役員職務

会長は、同協会を代表し、その業務を執行する。

副会長は、会長を補佐するものであり、専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理する。

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

監事は、理事の職務の執行を監査する（以上、同定款第14条・15条）。

(3) 総会

総会は、正会員及び特別会員をもって構成される。

総会は、会員の入会、役員を選任、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等を決議する（同定款第20条・21条）。

(4) 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成され、同協会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、会長・副会長・専務理事の選定等を行う（同定款第29条・30条）。

理事会は、各年度2回（3月と5月）ほど開催されている。

(5) 阿波おどり実行委員会

観光協会では、同協会が事業として実施する阿波おどり行事の計画及び実施のため、阿波おどり実行委員会を設置している（同委員会規約第1条）。

同委員会の所掌事項は、「阿波おどり行事の計画及び実施に関すること」と「阿波おどり棧敷等の管理運営に関すること」である（同規約第2条）。

同委員会の委員は、観光協会会長が、協会役員、学識経験者及び官公職その他の団体の役員に委嘱している。委員の人数は、平成29年4月1日現在において30名であり、行政、阿波おどり関係、マスコミ、運輸、宿泊、商店等の団体役員により構成されている。

同委員会には委員長1名、副委員長3名が置かれており、委員長は、阿波おどり共催法人の役員が務めている。

(6) 職員

観光協会の職員は、事務局長1名、課長2名、係長2名、駅長3名、主事4名、技師1名、その他1名の計14名であり、それ以外に嘱託員7名、臨時職員5名を雇用している（平成29年5月30日現在）。

7 会計

(1) 平成28年度の会計状況

観光協会の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の会計状況は、以下の表（平成28年度・抜粋）のとおりである。

(2) 一般会計と特別会計

観光協会の会計は、一般会計と（本件調査の対象である）阿波おどり事業、指定管理、

振興事業の特別会計に区分されている。

観光協会の前記各事業を一般会計、特別会計に区分すると、以下のとおりである。

i 一般会計

毎日おどる阿波おどり事業（夜の阿波おどり）、おどらなそんな阿波おどり事業（昼の阿波おどり）、阿波おどり鳴物教室事業、観光誘致宣伝事業、姉妹都市交流事業等

ii 阿波おどり事業特別会計（本件調査の対象である特別会計）

前夜祭及び8月12日から8月15日までの阿波おどり事業

iii 指定管理特別会計

阿波おどり会館及び眉山ロープウェイの管理運営事業

iv 振興事業特別会計

グッズ販売事業及びレンタサイクル事業等

(3) 会計の概況

観光協会の会計全体を見ると、同協会においては、徳島市等からの補助金及び指定管理業務における指定管理料を財政基盤としている状況が窺える。

阿波おどり事業特別会計は、徳島市から約2,200万円の補助金の交付を受けているが、約860万円の赤字を計上する状況にある。

観光協会が、全体として収支均衡を保っているのは、収益事業である指定管理業務における年間約8,300万円の指定管理料収入に負うところが大きいといえる。

〔平成28年度の会計状況【抜粋】〕

(単位：千円)

会計区分	経常収益	経常費用	経常増減額	市補助金等
一般会計	116,767	110,716	6,051	53,335
阿波おどり事業特別会計	277,608	286,301	△8,693	22,150
指定管理特別会計	195,412	177,844	17,568	83,399 (指定管理料)
振興事業特別会計	2,049	13,155	△11,106	—
合計	591,836	588,016	3,820	

※阿波おどり事業特別会計において、上記のほかに徳島県からの補助金として9,520千円がある。

8 阿波おどり事業と特別会計

(1) 阿波おどり事業の会計

観光協会における公益目的事業の大きな柱となるのが、阿波おどり事業である。

阿波おどり事業は、前夜祭及び8月12日から15日までの阿波おどり事業、阿波おどり会館において年間を通じて行われる阿波おどり事業、鳴物教室等の伝統保存育成のための阿波おどり事業に区分されるが、前夜祭及び8月12日から15日までの阿波おどり事業だけが、阿波おどり事業特別会計に計上されており、それ以外は一般会計に計上されている。

(2) 阿波おどり行事の運営

観光協会では、阿波おどり行事の計画及び実施のため、観光協会内に阿波おどり実行委員会を設置している。

同委員会の資料によれば、同委員会は、毎年5月頃から10月頃までの間に数回開催され、前夜祭及び8月12日から15日までの阿波おどり行事の運営計画・運営方法（主催者、期間、開演時間、入場料金、阿波おどりチケットの販売方法、演舞場機軸の設営、にわか連の編成、期間中の警備、臨時駐車場、シャトルバス等）を協議して決め、阿波おどり期間中は担当分けされた委員が運営にあたり、10月頃に当年度の阿波おどり行事の運営についての総括を行っている。

(3) 阿波おどり行事の主催者等

前夜祭及び8月12日から15日までの阿波おどり行事は、例年、観光協会と共催法人が共催しており、主管が阿波おどり実行委員会である。

第3 阿波おどり事業特別会計の財務状況

1 財政状態の現状

(1) 財政状態の内訳

阿波おどり事業特別会計の平成29年3月31日現在の財政状態は、以下の表（財政状態（平成29年3月31日現在））のとおりである。

(2) 財政状態の概要

資産については、現金預金と他会計（指定管理特別会計への）貸付金を合わせた流動資産が1,200万円余りある。ほかに演舞場6か所（有料4か所、無料2か所）で使用しているパイプスタンドが什器備品として計上されているが、減価償却累計額を差し引くと帳簿価格は僅少である。

他方、負債については、本件調査の対象としている金融機関からの短期借入金4億3,600万円計上されており、正味財産が△4億2,400万円程度となっており、多額の（累積）赤字が計上されている。

財政状態（平成29年3月31日現在）

（単位：円）

科目	金額	調査の実施手続
現金預金	3,187,726	
阿波銀行 当座預金	648	残高証明書と照合した。
阿波銀行 普通預金	3,187,078	残高証明書と照合した。
他会計貸付金	9,176,603	内部取引であるため、検証を省略する。
流動資産合計	12,364,329	
什器備品	466,342,000	減価償却内訳表と照合した。
什器備品減価償却累計額	△466,341,983	減価償却内訳表と照合した。
固定資産合計	17	
資産合計	12,364,346	
未払金	146,271	未払金一覧表と照合した。未計上の未払金は存在しないとのことであった。
短期借入金	436,000,000	残高証明書と照合した。
未払消費税等	912,664	消費税申告額（法人全体 2,675,000 円）のうち、阿波おどり事業特別会計按分額
未払法人税等	16,000	地方税均等割り（法人全体 80,000 円）のうち、阿波おどり事業特別会計按分額
流動負債合計	437,074,935	
負債合計	437,074,935	
正味財産合計	△424,710,589	
負債及び正味財産合計	12,364,346	

2 累積赤字の推移

(1) 累積赤字の一覧表

阿波おどり事業特別会計における累積赤字は、昭和50年代から発生してきたものである。

本件調査において、その当時にまで遡って赤字発生・累積の事情を調査・確認することはできないが、累積赤字がここまで多額に至った推移を知ることは必要であると思料

されることから、観光協会から提出された過去の決算書等の資料に基づき、阿波おどり事業特別会計に関する収入、支出、借入残高の推移を一覧表にまとめたものが末尾添付（20頁・21頁）の一覧表「阿波おどり事業特別会計に係る収入、支出及び借入れの推移について」である。

(2) 累積赤字の増加の推移

観光協会の過去の決算書等によれば、観光協会においては、演舞場栈敷の設備の購入等の費用を金融機関から借り入れたのが借入れの始まりと思われるが、その後も、主に演舞場栈敷の設備の購入（平成4年度等）、栈敷の改修、台風等により阿波おどりが中止になった場合の赤字補填（平成8年度）などのため借入れを繰り返してきた。

そのため、借入金残高は増加の一途を辿り、平成4年度には1億円を超え、平成9年度には2億円、平成12年度には3億円、そして平成15年度には4億円を超え、その後一時的に多少の減少は見られたものの平成24年度には再び4億円を超え、その後は増加して平成28年度には過去最高額の4億3,600万円に達している。

(3) 徳島市の損失補償

徳島市は、昭和47年度に観光協会の（阿波おどり事業における）借入金に対して損失補償することについて議会の承認を経て、金融機関との間で損失補償契約を締結した。

その後も、徳島市は、毎年度の年度末頃、観光協会との間で同協会の損失補償の上限額を定め、それに基づいて金融機関との間で同協会の上記借入金に係る損失補償契約を締結している。

徳島市の損失補償の上限額は、借入残高の増加に従って増額されており、6億円まで達していたが、同28年度に借入残高と同額の4億3,600万円に減額されている。

なお、観光協会は、借入残高を超える損失補償上限額を定めていた理由について、調査団からの文書照会に対する回答において、「不測の事態（雨天中止等）に備えるための費用を含み計上」したと回答している。

3 経常収支の状況

阿波おどり事業特別会計における直近（平成25年度から28年度まで）の経常収益及び経常費用の状況は、以下の表のとおりである（但し、平成29年度は未決算で確定していないため、表には記載しなかった）。

平成25年度から28年度までは、毎年赤字計上であり、この4年間だけでも累積赤字が4,500万円以上増加している。

以下、経常収益、経常費用の順にその内訳等をより詳しく報告する。

(単位：千円)

年 度	経常収益	経常費用	経常増減額
平成 25 年度	251,003	266,623	△15,620
平成 26 年度	259,701	278,428	△18,727
平成 27 年度	263,665	266,515	△ 2,850
平成 28 年度	277,608	286,301	△ 8,693

4 収益の状況

(1) 直近の収益の状況

阿波おどり事業特別会計における直近（平成25年度から28年度まで）の収益の状況は、以下の表（収益の明細）のとおりである。

収益額は、平成25年度から増加を続けており、平成28年度は前年度より約1,400万円増加しているが、同年度は補助金が500万円以上増えており、事業収益等の増加分は約850万円である。

以下、収益科目のチケット、補助金、シャトルバス、広告等を科目ごとにコメントしていく。

収益の明細

(単位：千円)

年度	収益科目				
	チケット	補助金	シャトルバス	広告等	収益計
平成 25 年度	186,162	26,294	4,147	34,400	251,003
平成 26 年度	192,648	26,294	4,195	36,564	259,701
平成 27 年度	195,245	26,294	4,544	37,582	263,665
平成 28 年度	196,914	31,670	4,604	44,420	277,608

※平成29年度は最終数値が確定していない。

(2) チケットの売上げ

表中の「チケット」とは、阿波おどり有料演舞場、前夜祭会場及び選抜阿波おどり大会会場への入場チケットの売上である。

平成25年度以後は、毎年2億円弱の金額で推移している。観光協会からの聞き取りによると、平成28年度はチケット料金を値上げした（有料演舞場での観覧料を全席100円値上げした）とのことであるが、大幅な売上増には繋がっていないようである。

(3) 補助金の交付

表中の「補助金」とは、徳島県及び徳島市から交付される補助金であり、阿波おど

り事業において、収益性はなくても、阿波おどり来場者へのサービスとして必要とされる事業（無料演舞場の開設・運営、にわか連の編成・踊り込み、シャトルバスの運行等）のために補助金が交付されている。

平成25年度から27年度までにおいて、徳島県及び徳島市から毎年度合計約2,630万円の補助金が交付された。

また、平成28年度については、前年度から約540万円が増額されているが、これは、演舞場栈敷のパイプスタンドやシートに改修の必要が生じたことから、観光協会と徳島市との間で協議がなされ、その結果に基づいて徳島市からの補助金が増額されたものである。

(4) シャトルバスの売上

表中の「シャトルバス」とは、シャトルバスの利用料金収入である。

シャトルバスについては、利用客から交通整理料として一人1回100円の料金を貰い受けており、その収入が400万円ほどある。

(5) 広告等の売上

表中の「広告等」とは、阿波おどり期間中に広告看板を設置する広告料、協賛金等の収入である。

広告等の収入は、平成25年度から平成27年度までは3,000万円台で推移していたが、平成28年度は、約680万円増の約4,440万円となっている。これは企業協賛金が約440万円増加したこと等によるものである。

5 主な経費の状況

(1) 直近の主な経費の状況

阿波おどり事業特別会計における直近（平成25年度から28年度まで）の経費の状況は、以下の表のとおりである。

経費については、2億6,600万円から2億8,600万円程度の間で増減推移している。平成28年度は、前年度から約2,000万円増加しているが、これは、藍場浜演舞場のパイプスタンドやシートの改修のためである。

以下、主な経費科目である栈敷工事、照明等工事、警備、シャトルバス、出演助成金、チケット手数料及び看板製作について、科目ごとにコメントする。

経費の状況

(単位:千円)

年度	棧敷工事	照明等工事	警備	シャトルバス	出演助成	チケット手数料	看板製作	左記小計	その他	費用計
平成25年度	35,134	45,224	18,996	9,597	17,356	16,354	-	142,661	123,962	266,623
平成26年度	36,138	46,742	19,610	10,519	16,882	16,967	-	146,858	131,570	278,428
平成27年度	36,138	45,426	19,190	10,422	15,424	17,183	-	143,783	122,732	266,515
平成28年度	36,138	44,288	21,417	10,735	15,424	9,880	25,251	163,133	123,168	286,301

※平成28年度の「その他」には、藍場浜演舞場の改修費28,794千円を含む。

※看板製作は、平成25年度から27年度まで、共催法人との収支差額計算による精算をしていたため、金額を記入していない。

(2) 演舞場棧敷スタンド設置工事費

表中の「棧敷工事」とは、徳島市中心街に6か所（市役所前、紺屋町、藍場浜、南内町、両国本町、新町橋）ある演舞場棧敷スタンドの設置工事費であり、毎年度3,500万円から3,600万円程度を計上している。

この工事については、演舞場ごとに2、3の業者を指名して、見積書の提出を求め、その中から契約業者を選定する複数見積契約を実施しているとのことである。

しかしながら、平成25年度以後は、すべての演舞場において同じ業者が指名されており、その結果、6か所の演舞場のうち5か所については同じ業者が落札している。

また、契約金額（税抜）については、5か所の演舞場において、毎年度同一金額で契約されている。

(3) 照明・電飾の設置工事費

表中の「照明等工事」とは、各演舞場等に照明・電飾を設置する工事の費用であり、毎年度4,400万円から4,600万円程度を計上している。

この工事については、演舞場等の工事現場ごとに2、3の業者を指名して、見積書の提出を求め、その中から契約業者を選定する複数見積契約を実施しているとのことである。

しかしながら、指名業者については、毎年、電気工事業者で構成される団体から推薦業者一覧表の提出を受け、それに基づいて指名しているとのことである。その結果、平成25年度以後は、演舞場等の各工事現場において、ほぼ同じ業者が指名されている。

もともと、平成25年度以後、各工事現場において、契約業者は毎年異なっており、契約金額（税抜）は平成26年度から低減傾向にある。

(4) 警備費

表中の「警備」とは、阿波おどり期間中の警備を依頼した警備委託料であり、毎年度1,900万円から2,100万円程度を計上している。

8月12日から15日まで開催の阿波おどりは、県内外から約120万人の人出があるため、各演舞場を含め何か所にも分けて警備を行わなければならない。警備については、警備業者20社で構成される共同企業体との間で随意契約を結んでいる。

この点について、観光協会の説明によれば、阿波おどりの警備を1社で担うことは困難であるため、複数見積り契約の方法をとることは困難であり、現状の随意契約によらざるを得ないが、他県で開催される行事の警備委託料を調査するなどして、契約交渉の努力はしているとのことである。

観光協会では、警備委託料の支払いにあたり、警備の履行状況については、見積りに添付された概括的な明細に基づいて確認する程度であり、業務記録等の提出までは求めていないとのことであり、協会内に保管されていない。

(5) シャトルバス業務委託費

表中の「シャトルバス」とは、阿波おどり期間中のシャトルバス運行を委託した委託料である。

阿波おどり期間中は、駐車場の確保が難しく、徳島市内中心街から離れた場所に駐車せざるを得ない観光客等が多数いる。そのため、観光協会では、バス会社と契約し、吉野川河川敷及び沖洲マリンターミナルの2か所から阿波おどり会場となる徳島市内中心街までシャトルバスを運行させている。

シャトルバス委託料は、阿波おどり期間中の曜日により、毎年度単価が変動しているとのことであるが（土・日曜日は高くなる）、毎年度概ね1,000万円前後で推移している。

シャトルバスの契約は、徳島県内のバス会社2社と随意契約を締結している。この点について、観光協会では、阿波おどり期間中のシャトルバス運行に対応できるバス会社が徳島県内に2社しかないと説明している。

(6) 阿波おどりの出演助成金

表中の「出演助成」とは、いわゆる有名連が演舞場等において出演することについて助成金という名目で支払われている経費である。

観光協会では、阿波おどり出演助成金という名目で、平成27年度及び28年度は、毎年1,542万4,000円が支払われている。

この間に支払われた出演助成金の内訳は、8月11日に開催される阿波おどり前夜祭及び選抜阿波おどり大会への出演に対する助成金が978万4,000円であり、特定の演舞場に張り付いて踊ってもらうことについての助成金が564万円とされている。

(7) チケット手数料

表中の「チケット手数料」とは、チケット販売会社に対して支払われている手数料である。

平成25年度から平成27年度までは、毎年1,700万円程度が支払われていたが、

平成28年度は、チケット販売会社を変更したことにより、約730万円が減額されている。

(8) 案内看板等製作費

表中の「看板製作」とは、特定の場所を示す案内看板や広告看板を製作するために必要な費用である。

平成28年度は、案内看板等製作費として、約2,500万円が支出されている。

観光協会の説明によれば、看板製作は、平成27年度以前は、観光協会が業者と直接契約しておらず、(後記のとおり)共催法人が業者に発注し、後日、観光協会と共催法人との間で収支差引計算による精算をしていたが(平成28年度は業者に直接支払いしている)、平成29年度からは、観光協会が、業者と直接契約することに変更したとのことである(但し、随意契約による)。

(9) その他

その他とは、上記以外の委託費、臨時雇賃金、消耗品費、賃借料、租税公課、補償費、支払利息等の経費である。

6 会計処理に関する問題点

(1) 会計処理規程に則った処理がなされていない事例があること

観光協会の定める公益社団法人徳島市観光協会会計処理規程によれば、同協会の締結する契約は、複数見積契約、プロポーザル方式契約、特別契約のいずれかの方式によるものとされ、プロポーザル方式契約及び特別契約に該当しないものは、原則として複数見積契約とすることが定められている(同規程第41条～44条)。

しかしながら、観光協会においては、プロポーザル方式契約及び特別契約に該当しないと思われる契約について、複数見積契約を履行していない事例が見受けられる。

また、形式的に複数見積りをとっているように見える場合でも、毎年同じ業者を指名して見積書の提出を求めている等の状況が見受けられる。

この点について、観光協会は、調査団からの文書照会に対して、「会計処理規程に則った処理がなされている」と回答しているが、実際には、会計処理規程に則った処理がなされていない事例が見受けられる。

(2) 収支差引計算による不適正な精算処理

観光協会の説明によれば、阿波おどり事業においては、共催法人においても、チケット販売や広告受注を行い、代金の回収を行う一方、案内看板等製作を発注し、代金を仮払いしたうえ、回収した代金と仮払いした代金の収支差額を計算した「阿波おどり収支差額表」に基づいて精算する方式をとっていた。

上記の収支差額表には、演舞場チケット代、選抜大会チケット代、発券手数料等、演舞場看板代((注) 広告料収入である)という収入科目ごとの金額、選抜大会前夜祭、選抜大会、阿波おどり一般という支出科目ごとの金額及びその収支差額が記載されているだけであり、各科目の明細は示されていない。

そして、平成25年度から27年度までの収入科目の合計額は、各年度約6,500万円あり、支出科目の合計額も7,000万円前後あったにも関わらず、観光協会には、その収支についての裏付書類（契約書、請求書等）が保管されていない。これは、観光協会の説明では、裏付書類の提出を受けないまま精算（支払い）を行っていたとのことであり、不適正な会計処理であると言わざるを得ない。

なお、観光協会では、平成28年度は業者に直接支払いをすることにし、平成29年度から業者と直接契約するようにして、「阿波おどり収支差額表」に基づく処理をしていないとのことである。

(3) 共通費の配分について

阿波おどり事業特別会計の経常費用は、すべて阿波おどり事業に関連する直接費のみから構成されており、同事業にかかる人件費（但し、阿波おどり事業のために臨時雇用した職員の人件費は経常収支に計上されている）、水道光熱費、事務費などのいわゆる本部経費（共通費）は阿波おどり事業特別会計に計上されていない。

阿波おどり事業を実施するためには、直接費のみならず、職員の人件費などの共通費も発生すると考えるべきであり、共通費である人件費などについては、他の事業・業務との従事比率などを用いて適切に配分する必要があると思料する。

第4 阿波おどり事業特別会計の執行管理状況

1 予算の執行管理の現状

(1) 予算・決算の手續の流れ

観光協会において、予算及び決算に関する手續の流れは、概ね以下のとおりである。すなわち、

- 3月上旬 理事会において、次年度の事業計画及び収支予算を決議
- 3月下旬 総会において、次年度の事業計画及び収支予算を決議
- 5月中旬 第1回阿波おどり実行委員会において、当年度の阿波おどり事業の運営計画を協議
- 5月下旬 理事会において、前年度の決算を決議
- 6月下旬 総会において、前年度の決算を決議
- 10月上旬 阿波おどり実行委員会において、当年度の阿波おどり事業を総括
- 10月下旬 次年度の主な事業の企画・検討、県及び市への補助金の要求等

(2) 事業計画(案)及び収支予算(案)の作成

観光協会は、調査団からの文書照会に対する回答において、同協会の事業計画・予算案の作成については、「市補助金の確定後、新年度事業計画及び予算は事務局内の各担当者が前年度及び過去の収支状況を参考にして案を作成後、事務局長並びに専務理事と協議をし、場合には会長に説明後作成し、理事会・総会で決議」としている。

平成29年度の事業計画案及び収支予算案の稟議書には、担当職員、係長、課長、事務局長、専務理事の順番で稟議されており、決裁権者は専務理事となっている。

(3) 予算・決算及び累積赤字に関する議論の状況

① 理事会

観光協会の理事会は、阿波おどり事業が多く年度で赤字を計上し、累積赤字を増加させている状況においても、年2回の定例の理事会しか開催していない。

また、理事会の議事録を見ても、阿波おどり事業の収支均衡を図る議論や累積赤字の解消に向けての議論がなされた記録はほとんど見られない。

なお、この点について、観光協会は、調査団からの文書照会に対し、阿波おどり事業の収支改善や累積赤字の解消策について、「年二回の理事会において、事務局よりの説明があり一部議論した」との回答があるだけであり、一部議論の中身については何ら説明がなされていないし、調査団が要請した議論に関する資料の提出も行われていない。

② 阿波おどり実行委員会

観光協会では、阿波おどり行事の計画・実施のため、同協会内に阿波おどり実行委員会を設置しており、同委員会は、毎年5月頃から10月頃までの間に数回開催され、5月頃に阿波おどり行事の運営計画や運営方法について協議を行い、阿波おどり行事終了後の10月頃に当年度の総括を行っている。

しかし、同委員会の資料や観光協会に対する文書照会の回答を見るかぎり、同委員会で運営計画や運営方法を協議する際、当該年度の予算を踏まえ議論がなされた形跡は乏しいし、赤字決算となった年度においても、阿波おどり行事後に赤字の原因の分析や累積赤字の解消に向けた議論がなされた形跡は認められない。

③ 関係団体との議論

観光協会は、調査団からの文書照会に対し、平成27年度に徳島市長、共催法人の社長と累積赤字を解消するための「打ち合わせ会」を開催した旨回答している。

しかし、この「打ち合わせ会」において、何らかの議論がなされたとしても（資料の提出がないため、具体的内容は明らかではない）、この「打ち合わせ会」だけで実効性のある解消策が策定できたとは考えられない。

上記以外には、観光協会が、阿波おどり行事の共催法人や徳島市との間において、累積赤字の解消策について議論した形跡は見られない。

なお、観光協会は、平成29年9月、徳島市及び共催法人との累積赤字解消策に関する協議会の呼びかけを受けたが、三者による協議は実現しなかった。

2 予算の執行管理についての問題点

(1) 事業の収支均衡に対する視点が欠如していること

観光協会の実施する阿波おどり事業は、毎年2億数千万円の収益を生み出す事業であり、同協会の会計全体に与える影響は非常に大きいと思料される。加えて、同事業は、徳島県及び徳島市から補助金の交付を受け開催する公益目的事業であり、会計面において健全な運営が図られなければならないことは言うまでもない。

そして、そのためには、同事業においては、事業を実施する前に事業計画をしっか

りと立案し、その計画に則って適正に実施し、事業の実施後は、その結果を検証して、問題点を抽出し、その問題点に対する改善案を具体化し、それを次年度以降の事業計画に反映させること（いわゆるPDCAサイクル）が必要不可欠である。

しかしながら、前記のとおり、観光協会においては、PDCAサイクルによる経営改善が実行された形跡が乏しく、過去の慣例に基づいて漫然と事業を継続していた傾向が強く、そもそも事業の収支均衡に対する視点が欠如していると言わざるを得ず、事業を実施するうえでの姿勢に大きな問題があると思料する。

(2) 中長期的な財政計画が検討されていないこと

阿波おどり事業特別会計において、大きな経費負担の要因とされているものが演舞場棧敷のスタンド購入や修繕等であるが、これに関する設備投資を見ても、観光協会においては、阿波おどり事業が、毎年同じ時期に、同じ設備を使用し、同じ事業を実施するものにもかかわらず、将来を見据えた設備投資・修繕計画が作成された形跡が認められない。また、中長期的な設備投資を前提として、協会全体の事業計画、財源の確保についての検討がなされた形跡も認められない。

観光協会は、直近の平成28年度において、累積赤字の解消策として、チケット販売会社を変更する等の取り組みを行い、協賛金の収入増やチケット販売手数料の支出減など一定の成果を挙げたが、他方において、演舞場棧敷の改修費用として約2,800万円を支出しており、全体の収支では約860万円の赤字を計上し、累積赤字を増やす結果となっている。

棧敷の改修費用は、金額が大きく、前もって予定を立てておく必要のある経費であり、中長期的な設備投資や財政計画が検討されなければ、収支改善、累積赤字の解消は実現しないといえる。

第5 阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等

1 累積赤字を解消できなかった事業執行体制上の問題点

これまで述べてきたとおり、観光協会（阿波おどり事業特別会計）においては、昭和50年代から累積赤字を積み重ね、平成28年度末においては4億2,400万円もの累積赤字を計上したものであるが、これまで累積赤字を解消できなかった事業執行体制上の問題点としては、以下の点が挙げられる。

(1) 収支均衡に対する視pointの欠如

観光協会は、徳島県及び徳島市から補助金の交付を受けるとともに、徳島市の損失補償を受け、公益目的事業として阿波おどり事業を実施してきたものである。このような阿波おどり事業の公益性に照らせば、事業の実施において、収支均衡が考慮されなければならないことは当然のことである。

しかしながら、本件調査において、観光協会のこれまでの運営状況を見る限り、阿波おどり事業において収支均衡が考慮された形跡に乏しく、収支均衡に対する視pointが欠如していたものと言わざるを得ない。

(2) 当事者意識の希薄さ

観光協会においては、行政、阿波おどり関係団体、宿泊業界団体、交通事業者、マスコミ、金融機関、商業関係団体の役職員等が広く関わっている。そして、会員の中から会長、副会長、専務理事、理事、監事という役員が選任され、理事会を構成し、理事会において業務執行についての決定を行い、監事において理事の職務の執行を監査し、重要事項については総会において決議するという体制がとられている。また、阿波おどり事業については、阿波おどり実行委員会を設置し、平成29年4月1日現在で30名の各種団体の役員が委員に名を連ね、事業の運営を担ってきた。

しかしながら、阿波おどり事業特別会計において、毎年のように赤字計上が続き、これほどまで累積赤字が膨らんでいる状況の中においても、観光協会内において、計画案作成の際の収支均衡を考慮した議論や収支改善の方策や累積赤字の解消に向けた議論がなされた形跡がほとんど認められない。この点については、観光協会全体において、当事者意識が稀薄であったのではないかとと思われる。

(3) 会計・契約に関する不適正な処理

観光協会においては、事業に関する会計処理及び契約を適正に行うため、各種規程を定めている。したがって、事業の実施にあたっては、かかる規程に則った適正な処理がなされなければならない。

しかしながら、観光協会においては、阿波おどり事業特別会計に関する契約を行うにあたり、原則とされる複数見積契約の方式をとらずに契約している事例や支出の根拠となるべき契約書、請求書等の徴収・確認を十分に行わないまま、漫然と支出している事例が見受けられる。また、同特別会計の経常費用について、共通費の配分を行わず、直接費しか計上していないという不適正な会計処理も認められる。

このような会計・契約に関する不適正な処理は、収支均衡を目指す経営管理を阻害するものであり、数的には表せないものの、累積赤字を生む要因のひとつになっていたものとする。

2 徳島市の損失補償の趣旨との適合性

(1) 徳島市の損失補償の趣旨

徳島市が、観光協会の実施する阿波おどり事業について、損失補償を行っている趣旨は、阿波おどり事業が徳島市内における観光事業の振興を図るために、必要不可欠であることから、阿波おどり事業の運営維持にかかる借入れに対し、損失補償を行うというものである。つまり、阿波おどりの公益性に着目し、その事業の運営維持を図るために行っているのである。

他方、徳島市が損失補償を行うことは、公的な債務負担行為をするに等しく、損失補償を実行することになれば、公的資金を支出しなければならない。

したがって、観光協会においては、損失補償の趣旨に適合した適正な事業執行、運営管理のもとで阿波おどり事業を実施することが求められてきたものといえる。

(2) 観光協会の事業運営は、損失補償の趣旨に適合するものであったか

観光協会においては、これまで長年にわたり阿波おどり事業の運営を担ってきたものであり、この間、観光協会が一定の実績を重ねてきたことは否定しない。

しかしながら、前項において述べたとおり、阿波おどり事業特別会計において約4億2,400万円もの累積赤字を計上するに至ったことについては、収支均衡を考慮した議論、収支改善及び累積赤字解消に向けた議論がなされた形跡がほとんどなく、会計処理においても、不適正とされる事例が散見されるのであり、徳島市の損失補償を受けて事業を実施しているとの意識が稀薄であったと言わざるを得ない。

したがって、この点において、観光協会の阿波おどり事業特別会計は、徳島市の損失補償の趣旨に適合した適正な事業執行、運営管理があるとは言い難い。

(3) 観光協会における阿波おどり事業継続の可能性

観光協会は、調査団からの文書照会に対して、平成27年度に徳島市及び共催法人と累積赤字解消に向けた協議を行い、元町演舞場を踊り広場に変更、南内町演舞場に特別観覧席の導入、チケット販売会社の変更、ボランティア導入等に取り組んだ旨の回答をしている。

しかし、観光協会においては、収支改善、累積赤字の解消に必要な中長期的な設備投資や財政計画が検討されておらず、直近の平成28年度においても、演舞場床敷の改修工事に約2,800万円を支出したことから、上記の取組にもかかわらず、約860万円の赤字を計上し、累積赤字の解消どころか増加させる結果になっている。

しかも、観光協会においては、組織・事業の財政的基盤ともいえる年間8,300万円の指定管理料を生み出す指定管理事業（阿波おどり会館、眉山ロープウェイ）が、平成30年3月末日をもって終了する見通しである。

そうなれば、観光協会は、指定管理料収入を得られなくなるうえ、阿波おどり会館で実施してきた阿波おどり事業の実施も困難となり、同事業の売上のほか、同事業に対する徳島市からの補助金も打ち切られることが予想される。

また、観光協会の自主財源は会費収入（年間約400万円弱）等に限定されることになり、現在雇用している職員の維持が困難となり、組織の縮小、事業の縮小は避けられないと考える。

これに対し、観光協会は、調査団からの文書照会において、指定管理契約が更新されない状況において、累積赤字の解消、借入金の返済をどのように実行するかとの質問に対し、「コンサル等の意見をもとに、事務局で事業計画・収支計画を立て、阿波おどり実行委員会において具体的な累積赤字解消策を提案していく。」と回答するに留まり、具体的な累積赤字解消策を提示することはできない。

さらに、観光協会は、平成29年9月、徳島市及び共催法人から、累積赤字の解消策に関する協議会開催の呼びかけを受けたが、三者による開催が実現しないまま今日に至っている。阿波おどり事業に深く関わるこの三者が、協議会の開催もできない状況は問題と言わざるを得ず、観光協会が、共催法人及び徳島市との間で阿波おどり事業における協力体制を維持していけるのかについて、懸念されるところである。

このような点に鑑みれば、観光協会が、4億2,400万円の累積赤字を解消しつつ、阿波おどり事業を継続していくことは困難であると思われる。

(4) 徳島市の損失補償の趣旨との適合性

以上述べたとおり、約4億2,400万円もの累積赤字を計上した点に関し、観光協会の事業運営、経営管理が、徳島市の損失補償の趣旨に適合する適正なものであったと言いはれ、今後、観光協会が、約4億2,400万円もの累積赤字を解消しつつ阿波おどり事業を継続していくことは極めて困難であると思われる。

第6 結び

阿波おどりは、徳島市にとって、国内はもとより、世界に誇ることができる重要な観光資源であり、徳島市民にとっても、生活の一部になっている貴重な伝統芸能である。

徳島市においては、徳島市民の負担についても十分に考慮したうえ、観光協会の累積赤字解消に向けた抜本的な対応策を早急に検討し、実施するとともに、阿波おどり事業を円滑かつ健全に実施できるよう、事業の運営体制の見直しを検討していただきたい。

阿波おどりが、未来に向けてしっかり受け継がれていくことを切に願うものである。

以上

(別紙)阿波おどり事業特別会計に係る収入・支出及び借入れの推移について

年度	収入			支出			借入残高
	予算	(うち借入)	決算	予算	(うち返済)	決算	
57	91,601,000		90,401,587	91,601,000		90,350,579	0
58	88,351,000		102,818,262	88,351,000		102,736,453	14,240,000
59	93,031,000	資料なし	88,555,055	91,151,000	資料なし	99,428,872	25,200,000
60	93,536,000		98,442,862	103,053,000		95,929,698	22,800,000
61	94,088,000		95,162,680	94,088,000		95,105,410	17,300,000
62	136,397,000	23,516,000	148,892,209	136,397,000	5,000,000	146,331,882	36,000,000
63	174,790,000	50,000,000	177,899,943	174,790,000	36,000,000	180,413,416	46,500,000
1	171,076,000	47,000,000	171,486,668	171,076,000	46,500,000	171,862,338	36,500,000
2	181,747,000	50,500,000	167,980,754	181,747,000	60,000,000	167,944,514	23,200,000
3	263,357,000	100,000,000	222,639,111	263,357,000	70,000,000	222,577,388	39,000,000
4	374,852,000	200,000,000	332,912,067	374,852,000	91,000,000	331,126,796	137,700,000
5	356,198,000	160,000,000	305,565,504	356,198,000	188,000,000	305,266,040	107,000,000
6	354,494,000	160,000,000	285,642,374	354,494,000	177,000,000	284,425,615	93,000,000
7	340,455,000	123,000,000	285,712,559	340,455,000	151,000,000	284,715,995	63,000,000
8	329,617,000	110,000,000	238,894,886	329,617,000	93,000,000	236,399,783	121,000,000
9	592,444,000	341,000,000	355,020,808	592,444,000	249,000,000	352,409,097	227,000,000
10	476,369,000	231,000,000	289,573,355	476,369,000	227,000,000	288,722,198	256,000,000
11	336,620,000	79,000,000	282,240,802	336,620,000	80,000,000	275,478,777	283,000,000
12	346,333,000	80,000,000	287,272,115	346,333,000	78,000,000	286,920,145	307,000,000
13	340,118,000	60,000,000	294,244,505	340,118,000	64,000,000	287,785,247	325,000,000
14	327,612,000	70,000,000	291,460,438	327,612,000	50,000,000	288,722,205	361,000,000
15	357,641,000	70,000,000	293,414,544	340,449,000	61,000,000	292,314,785	412,000,000
16	363,691,000	70,000,000	313,359,885	363,691,000	41,000,000	311,578,559	430,000,000
17	342,492,000	50,000,000	271,595,251	342,492,000	72,000,000	271,061,956	426,000,000

年度	収入				支出				借入残高
	予算	(うち借入)	決算(経常収益計)	(短期借入金)	予算	(うち借入)	決算(経常費用計)	(短期借入金)	
	H26以降は 経常収益計	H26以降は 資金調達の 見込み額			H26以降は 経常費用計			返済額 (年度末3/31 に返済)	
18	302,562,000	10,000,000			302,562,000	25,000,000			422,000,000
19	305,816,000	20,000,000	289,885,196	403,000,000	305,816,000	35,000,000	274,199,557	403,000,000	403,000,000
20	306,313,000	20,000,000	284,851,022	384,000,000	306,313,000	30,000,000	266,622,344	384,000,000	384,000,000
21	310,479,000	20,000,000	270,257,354	379,000,000	310,479,000	30,000,000	266,057,687	379,000,000	379,000,000
22	306,150,000	20,000,000	256,568,123	388,200,000	306,150,000	30,000,000	265,777,447	388,200,000	388,200,000
23	324,456,000	20,000,000	285,658,114	388,200,000	324,456,000	30,000,000	280,873,038	388,200,000	388,200,000
24	299,231,000	20,000,000	250,624,342	405,000,000	299,231,000	25,000,000	280,903,915	405,000,000	405,000,000
25	299,202,000	20,000,000	251,003,901	414,500,000	299,202,000	25,000,000	266,622,693	414,500,000	414,500,000
26	291,489,000	414,500,000	259,701,575	427,500,000	289,230,000		278,427,617	427,500,000	427,500,000
27	283,703,000	429,500,000	263,665,186	427,500,000	282,824,000		266,514,234	427,500,000	427,500,000
28	298,320,000	527,500,000	277,608,807	436,000,000	353,609,000		286,300,767	436,000,000	436,000,000

※ [] : 公益社団法人徳島市観光協会に確認したが不明。

※ 平成18年度から会計基準が変更されている。

※ 平成26年度から公益社団法人へ移行。

